

第3期

酒々井町地域福祉計画

酒々井町地域福祉活動計画

「みんなで創ろう ～助け合い・支え合う

福祉の町 酒々井～」



令和5年3月

酒々井町

社会福祉法人 酒々井町社会福祉協議会

はじめに



近年、少子高齢化や単身世帯の増加など人々が生活していく中での問題が複雑多様化しています。

また、コロナ禍による影響は人々のライフスタイルを大きく変化させました。

また、ますます地域コミュニティの希薄化は人と人との繋がりを弱くし、孤立化等の問題が生じています。

これらの課題を解決するためには、高齢者支援制度や障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度等のそれぞれの制度では解決が困難であり、横断的な支援が必要です。

このような中、町では、様々な地域課題に対応するため行政が策定する「酒々井町地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「酒々井町地域福祉活動計画」を平成24年に第1期計画を策定して以来、一体的に推進することで、住民、団体等と地域課題を共有し、取り組んで参りました。

今回第3期地域福祉計画の推進にあたっては、令和3年度に第6次酒々井町総合計画を、健康・福祉・子育て分野で「誰もが健やかに暮らせる、支え合いのまちづくり」を基本目標に10年間の取り組みを指針とし、地域共生社会の実現に向けたまちづくりを目指して参ります。

町民の皆様方におかれましても、「助け合い・支え合う、福祉の町 酒々井」実現のためご支援、ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

結びに、この度の計画を策定するにあたり貴重なご意見、ご審議をいただきました酒々井町地域福祉計画策定委員の皆様、各種アンケートにご意見をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

酒々井町長 小坂 泰久

はじめに



近年の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行とともにコロナ禍の影響もあり大きく変化し、生活困窮や日常生活への支援をはじめ、高齢者や児童又は障がい者などに対する地域福祉に関する課題は、複雑で多様化することが懸念されています。

そのような中、社会福祉協議会としては、町行政と一体となり「第2期酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づいて地域福祉の推進に努めてまいりました。

このたび、計画期間の満了に伴い、様々な福祉関係者による第3期地域福祉計画等策定委員会の皆様のご協力により、今後5年間の新たな計画を策定いたしました。

酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画は、町の総合計画の基本目標を大きな柱として地域福祉の方針を明らかにして、地域での取り組みを明らかにするものです。

これからの地域福祉においては、地域で抱える問題や課題を解決するため、地域住民や各種関係機関、町及び社会福祉協議会が連携し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進められるよう、新たな生活様式を踏まえ、町民を主体としてそれぞれが連携、協働して取り組んで行くことが重要であると考えます。

第3期計画の推進にあたっては、町と社会福祉協議会が一体となり、町の総合計画にある「誰もが健やかに暮らせる、支え合いのまちづくり」を目指し、なお一層の福祉の保持増進に努めるよう進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、策定委員の皆様をはじめ、ご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人
酒々井町社会福祉協議会
会長 齊藤 廣

3-1	高齢者支援の充実	29～30
3-2	障がいのある人への支援体制の充実	31～32
3-3	子育て世帯への支援の充実	33～34
(4)	生活福祉	
4-1	権利擁護の充実	35
4-2	人権意識の啓発	36
4-3	虐待防止対策の強化	37
(5)	防災対策	38
(6)	移動手段	39
2	協働	40
(7)	見守り・支え合い	41
(8)	連携	42
(9)	相談	43
(10)	ボランティア	44
3	交流	45
(11)	交流の場	46
(12)	福祉施設	47
(13)	生きがいづくり	48
(14)	広報・情報	49

第5章 計画を推進するためには

1	計画の普及と啓発	50
2	計画の推進と評価	50
3	SDGsとの関連について	51

第6章 酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画に寄せて

(コラム) 52～60

【参考資料】		61～68
1	第3期酒々井町地域福祉計画等策定委員会設置要綱	62
2	策定委員等名簿	63
3	用語説明	64～69

第3期酒々井町地域福祉計画・酒々井町地域福祉活動計画 の策定を終えて	70
---------------------------------------	----

第3期酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画 の完成にあたって	71
------------------------------------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

地域福祉とは「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉など様々な福祉サービスを必要とする人が身近な『地域』でその人らしい自立した生活を送る」ことを実現して、誰もが地域で、その人らしく安心した生活が送れるようにすることを目指すことです。

私たちが住んでいる酒々井町で誰もが安心して暮らしていくために困りごとや課題を地域の住民、行政、社会福祉協議会、事業者や団体が協力して解決に向けて取り組んでいくものです。

2 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく社会を目指すものです。

第3期の計画は、多様化している社会問題に対して包括的な支援体制を構築するため、相談支援体制、参加支援、地域づくりを一体的に進める、地域共生社会を目指します。

3 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された市町村地域福祉計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定するもので、すべての地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営む者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的として体系的にまとめたものです。

地域住民、町、社会福祉協議会がこれまで以上に緊密な連携と協働を推進していくために、本計画は、町の行政計画である「酒々井町地域福祉計画」と、住民を構成員とする社会福祉協議会を中心とした民間の計画である「酒々井町地域福祉活動計画」を一体的なものとして策定したものです。

4 地域福祉推進の背景と必要性

昨今、少子高齢化、核家族化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会環境は著しく変化しました。それに伴い、地域における住民

同士の交流も大きく変わり、地域住民相互のつながりが希薄化してきています。また世帯構成の少人数化が進み家庭内においても個々のかかわりが減少し、家族のつながりが希薄化していくことが懸念されます。

福祉分野においても、日常生活への支援などの課題に加え、地域福祉の担い手不足、ひきこもり、生活困窮者の増加、高齢者や障がい者、児童への虐待やDV、認知症高齢者や障がい者の権利擁護など、多くの課題が顕在化しています。

さらに、様々な課題が複合的に絡み合い、より一層多様化・複雑化する事例が増加してくことが懸念されます。

地域や家族を取り巻く状況が大きく変化する中、すべての人が住み慣れた地域の中で安心して生活していくためには、市民参加による幅広い地域福祉の取り組みや、ボランティア、NPO法人並びに事業所等が地域と相互に連携し、地域全体で支え合う社会の実現が求められます。

公的なサービスの狭間にある人を住民相互の助け合いで支え、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動により、誰もが安心して暮らせるまちづくりが必要です。

5 地域福祉に関する動向

①生活困窮者自立支援法(平成 27 年 4 月)

生活困窮者が増加する中で、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、その他の支援を早期に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図るために整備されました。

②成年後見制度の利用促進(平成 28 年 5 月)

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由によって、判断能力が不十分となった方が、財産管理や契約で不利益を被ったり尊厳が損なわれたりすることのないよう、地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進める必要があります。

③「我ごと・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置(平成 28 年 7 月)

「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、平成 29 年介護保険法の法改正、平成 30 年度・令和 3 年度の介護・障がい福祉の報酬改定、平成 30 年度の生活困窮者支援制度の見直しに向けて、部局横断的に幅広く検討を行うために設置された組織です。

④改正社会福祉法の施行(令和 3 年 4 月)

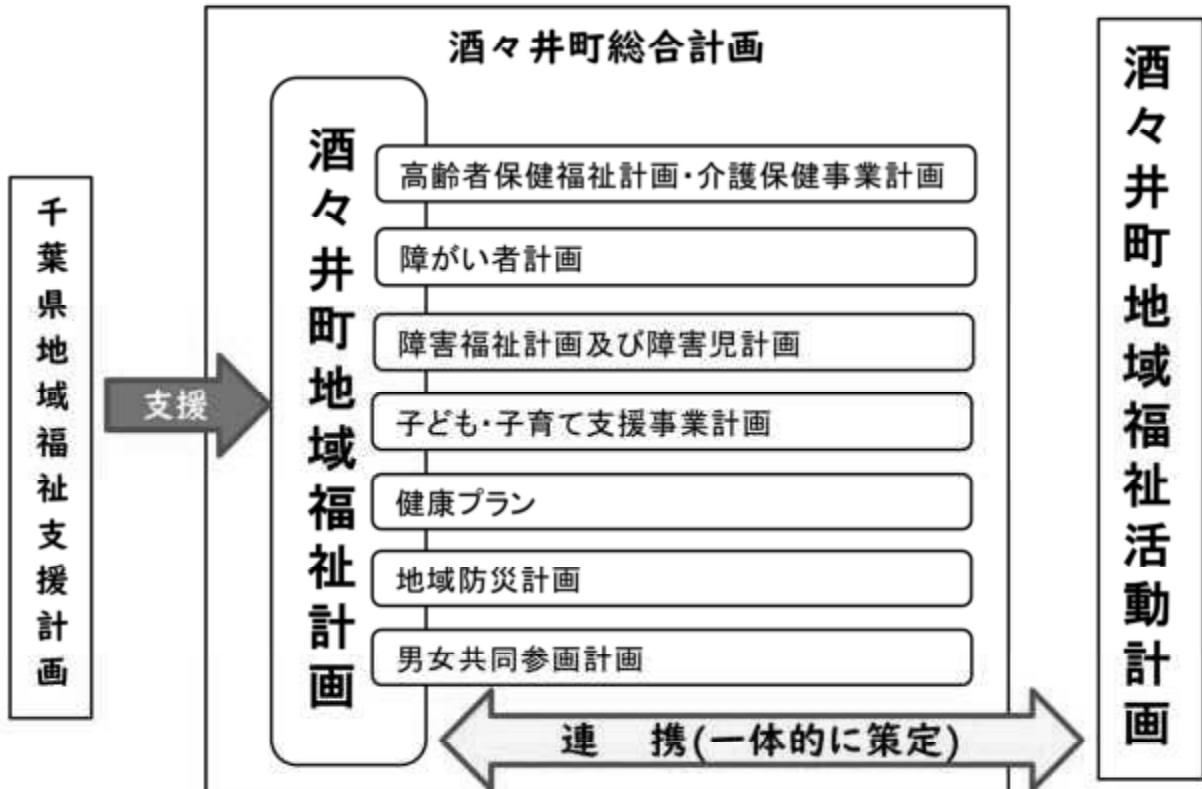
地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置が盛り込まれました。

6 計画の位置づけ

酒々井町地域福祉計画は、酒々井町総合計画、基本計画を上位計画とし、地域福祉の取り組みの方向性を具体化するもので、各種分野別計画との整合性と連携を図って、地域福祉の視点、理念、方針などを明示し地域における展開を総括する役割をもつものです。

このため本計画は高齢者、障がい者、子どもなどの福祉の各分野における共通的な分野を記載する、上位計画として位置づけられています。

なお、各個別の計画にある具体的な事業やサービスについて連携し、推進していきます。



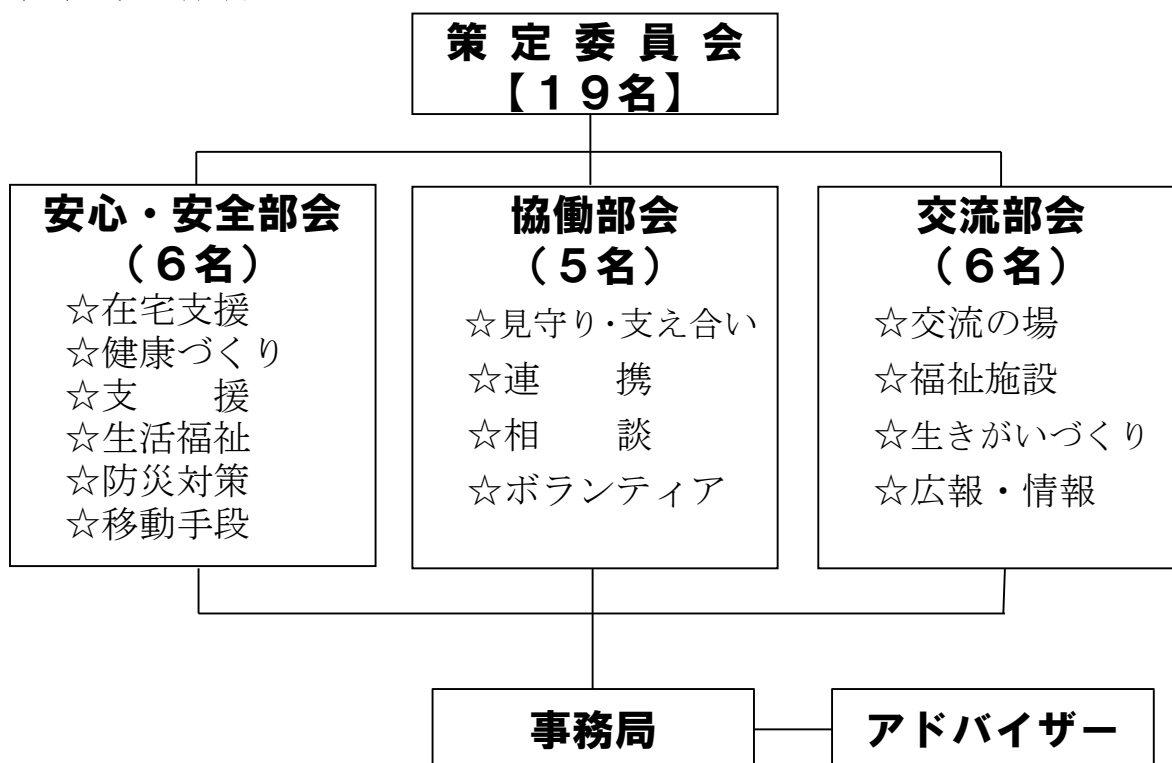
7 計画の期間

- ①令和5年度から5年間とします。
- ②計画を推進、評価する体制を確保します。

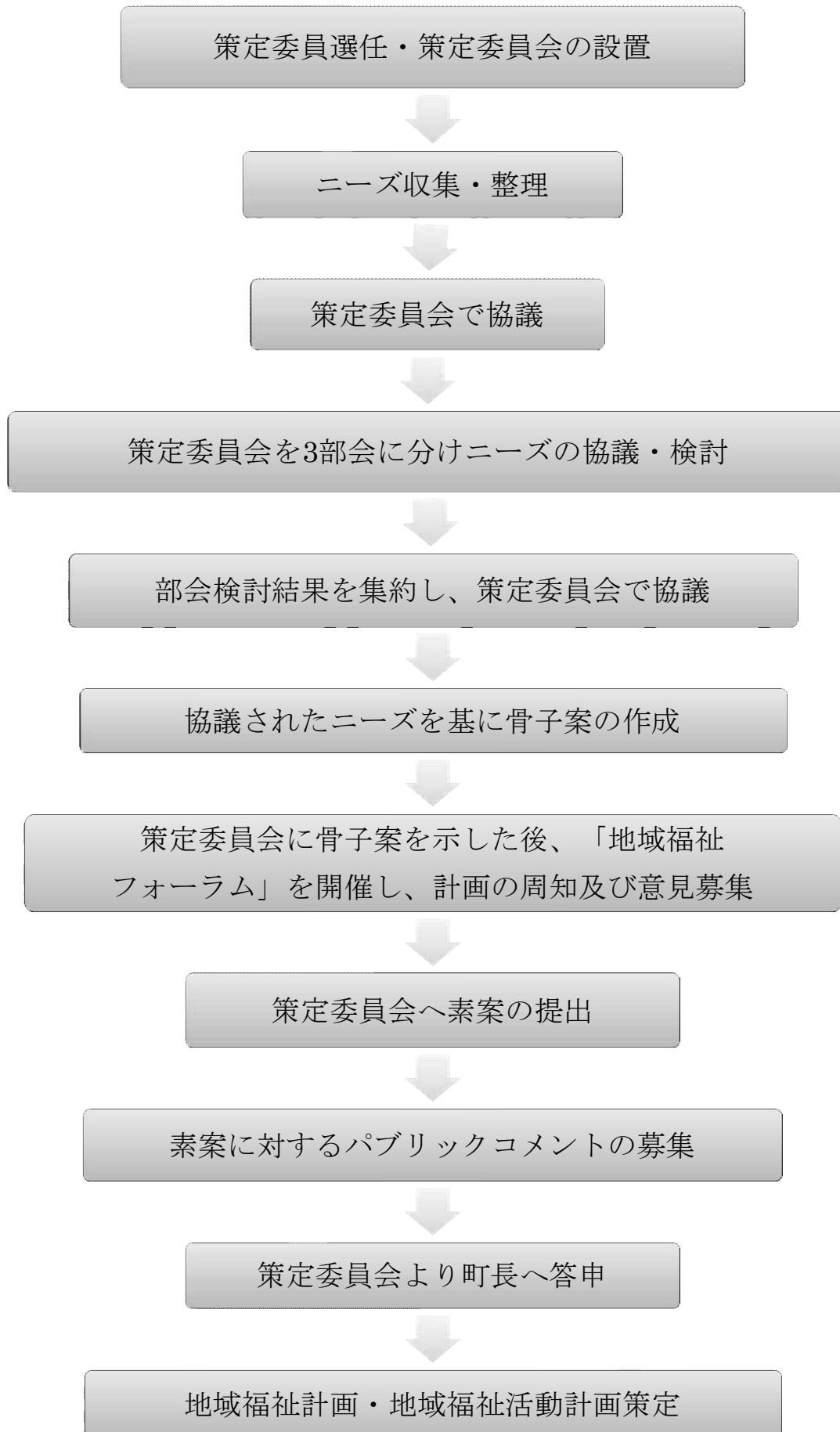
計画名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
酒々井町総合計画(基本構想)	第5次		第6次										
酒々井町地域福祉計画 酒々井町地域福祉活動計画	第2期			第3期									
酒々井町高齢者保健福祉計画 酒々井町介護保険事業計画	第7期	第8期											
酒々井町障がい者計画	第3次			第4次									
酒々井町障害福祉計画	第5期	第6期											
酒々井町障害児福祉計画	第1期	第2期											
酒々井町子ども・子育て支援事業計画		第2期											
酒々井町健康プラン (健康増進計画・食育推進計画 歯科口腔保健計画・自殺対策計画)													
酒々井町男女共同参画計画	第1次			第2次									

8 計画の策定体制と手順

(1) 策定体制



(2) 策定の手順



(3) 第3期地域福祉計画等策定委員会開催状況

有識者、一般公募、議会代表、各種福祉団体代表より委員19名を委嘱し、アンケート結果に基づいて、地域課題を把握し住民の立場で議論してまいりました。

開催日	内容
令和4年 5月11日(水)	委嘱状交付 委員長・副委員長の選任について 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について
令和4年 6月28日(火)	第2期計画の中間評価について 第3期計画の策定スケジュールについて
令和4年 7月28日(木)	課題収集と分析・グループ討議
令和4年 8月29日(月)	課題の解決策について・グループ討議
令和4年 9月29日(木)	計画体系図について・グループ討議
令和4年10月27日(木)	計画体系図について・グループ討議
令和4年11月13日(日)	令和4年度しすい健康ふくしフェスティバル
令和4年12月23日(金)	計画体系図及び本論(案)について
令和5年 1月25日(水)	計画体系図及び本論(案)について
令和5年 2月22日(水)	計画の素案について
令和5年 3月29日(水)	計画の答申



(4) 地域福祉フォーラム開催実績

計画の周知や、地域活動を紹介する場として「地域福祉フォーラム」を開催しました。

開催日	テーマ
平成 25 年 2 月 16 日 (土)	第 1 期地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・計画策定部会による発表
平成 26 年 2 月 22 日 (土)	地域交流のきっかけづくり ・一人暮らし高齢者との昼食会 ・布ぞうり作りを通じた交流活動 ・子ども会活動を通じて ・災害時における町内福祉施設の対応
平成 27 年 2 月 20 日 (金)	地域交流のきっかけづくり ・地域交流：NPO B-net 子どもセンター 墨SSSCの活動 ・健康づくり：ウォーキングマップ ラジオ体操
平成 28 年 2 月 22 日 (土)	東日本大震災から 5 年「地域の防災は？」 ・東しすい 2 丁目自主防災組織 ・アイビ・ネオハイツ酒々井管理組合 ・酒々井町消防団 ・手をつなぐ親の会 ・東酒々井 4 丁目民生委員児童委員
平成 29 年 2 月 26 日 (日)	安心して外出できる環境について考えてみませんか？ ・酒々井町ふくしマップ作製実行委員会 ・佐倉市千代田地区社会福祉協議会
平成 30 年 1 月 28 日 (日)	第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・計画策定部会による発表

(5) しすい健康ふくしフェスティバル開催実績

従前地域福祉フォーラムとして開催しておりましたが、令和元年度より福祉と健康に対する意識を高めるきっかけづくりとして規模を拡大して開催しています。

開催日	内容
令和元年 12 月 22 日 (日)	・人権ポスター展入賞者表彰式 ・ゲートキーパー研修会 ・80 歳青年式 ・各種体験コーナー ・オレンジカフェ ・ボッチャ体験 ・出店コーナー等
令和 2 年度、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止	
令和 4 年 11 月 13 日 (日)	・人権ポスター展入賞者表彰式 ・パネルディスカッション「地域共生社会を目指して」 ・各種活動紹介パネル展示 (RUN 伴活動紹介等) ・しすいハート体操

第2章 酒々井町の現状と課題

1 町の姿

本町は、千葉県の北部に位置しており、周囲は成田市、佐倉市、印西市、富里市、八街市と接しています。東西に4.2km、南北に6.2kmにわたって広がっており、総面積の19.01km²は、県内では浦安市に次いで2番目に小さな面積です。

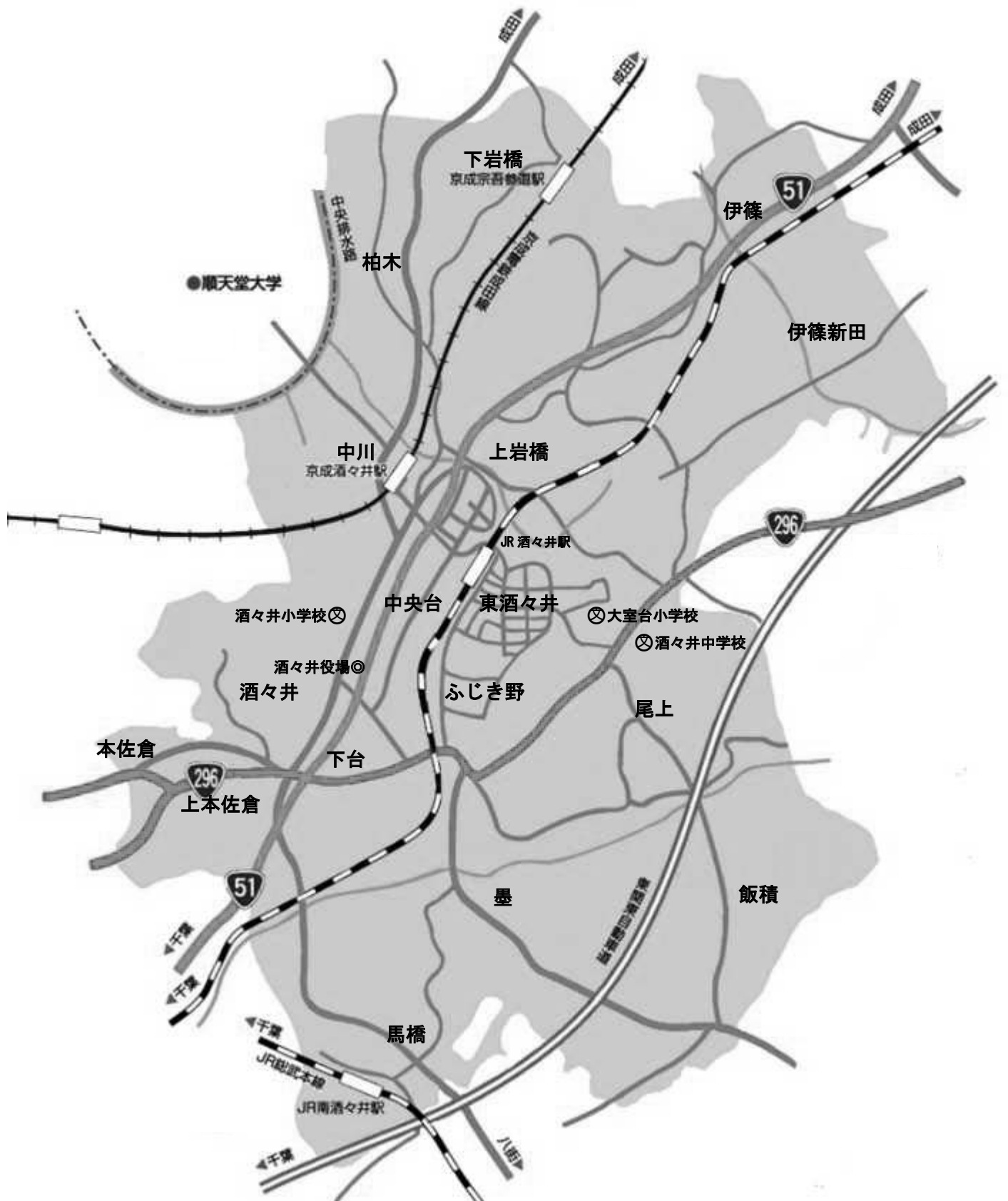
その町内には駅を中心として住宅地や主要施設等の都市機能の多くがコンパクトに集約されています。

東京都心から約50km、県都である千葉市の中心部から約20kmという立地にあり、町内には鉄道3路線・4駅が立地し、JR酒々井駅、京成酒々井駅から東京都心へは約1時間、千葉駅へは約25分で行き来することができます。また東関東自動車道の酒々井インターチェンジがあり、鉄道、高速道路の両面で都心へのアクセス環境が良好な町だといえます。南部地域には、酒々井インターチェンジに近接してアウトレット施設が立地しており、新たな雇用を創出するとともに、町外からも多くの交流人口を集客しています。

また町域は、北西部が利根川低地、それ以外が北総台地によって構成されており、6割以上が田畑、山林等の自然的土地利用となっています。平地に広がる田園風景、地下水等の豊かな水資源、なだらかな丘陵地に広がる斜面緑地など、豊かな自然環境に恵まれた町となっています。

このように、コンパクトな町であること、交通利便性が高いロケーションにあること、都心に近いにもかかわらず自然環境に恵まれていることなどが本町の特色だといえます。





2 各種統計

(1) 町の人口の推移と予測

本町の総人口は、成田国際空港の開港や町内の住宅団地の整備により、昭和40～50年代に増加を続けてきましたが、昭和60年（1985年）頃からその勢いは弱まり、平成17年（2005年）をピーク（21,385人）に減少傾向に転じています。令和2年の国勢調査実績値をベースとした町の推計では、令和12年（2030年）には19,658人まで減少すると予測されています。令和2年（2020年）までの年齢3区分別の動向をみると、年少人口、生産年齢人口はすでに減少している一方、老年人口は増加傾向となっています。

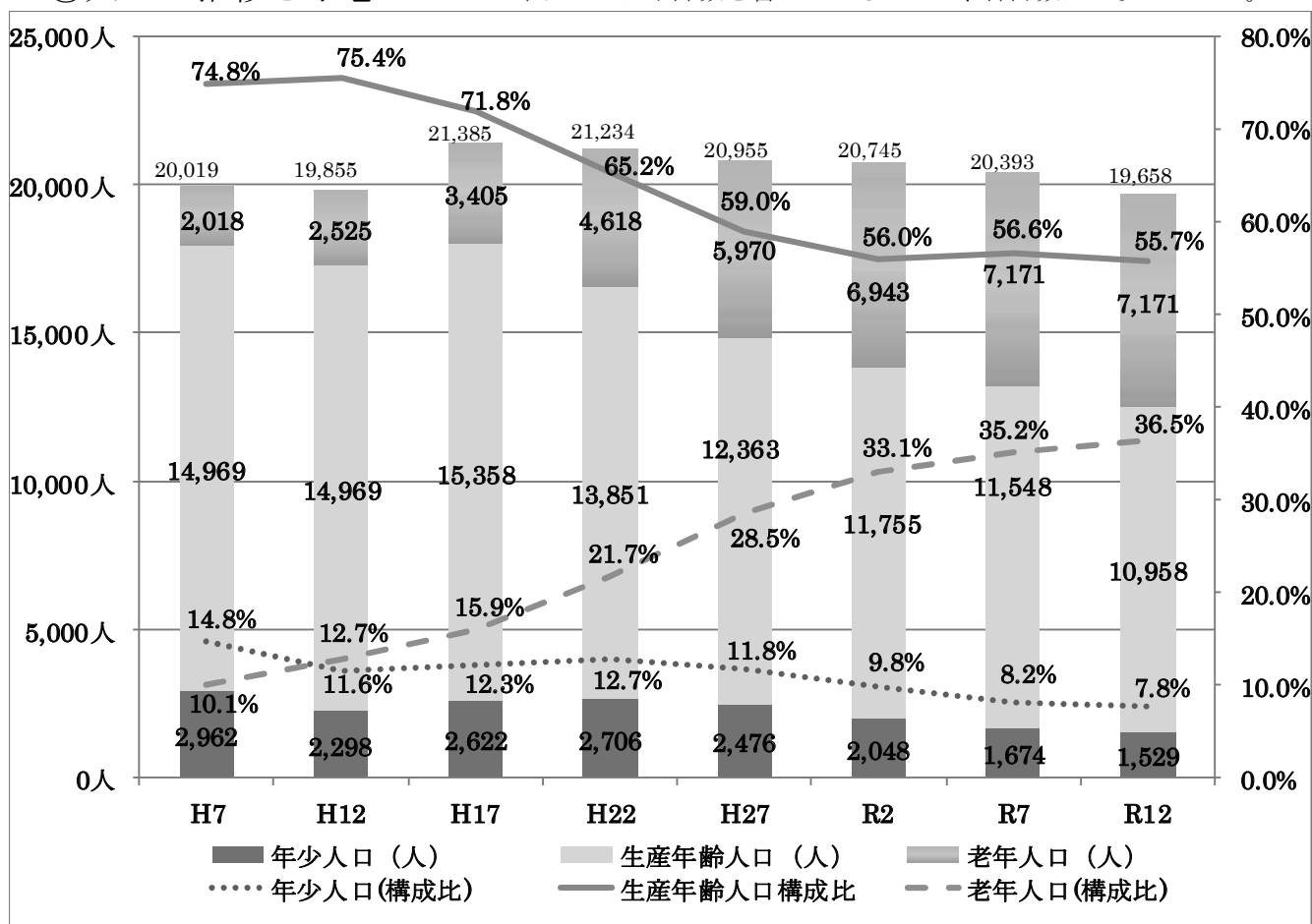
人口増減の要因となる「転入」「転出」「出生」「死亡」の4つの要素別に近年の動きをみると、平成14～16年に転入数が急増したことから、人口の増加幅も一時的に大きくなっています。ただ、それ以外の年は転入数と転出数の間に大きな差異はなく、「転入数－転出数」である社会増減は±0近くで推移しています。

出生数と死亡数については、平成21年（2009年）に死亡数が出生数を上回ってから、その幅は拡大を続けています。「出生数－死亡数」である自然増減はマイナスの幅が大きくなっており、これが本町の人口減少の要因となっています。その背景には少子化による出生数の減少と、高齢化による死亡数の増加があります。

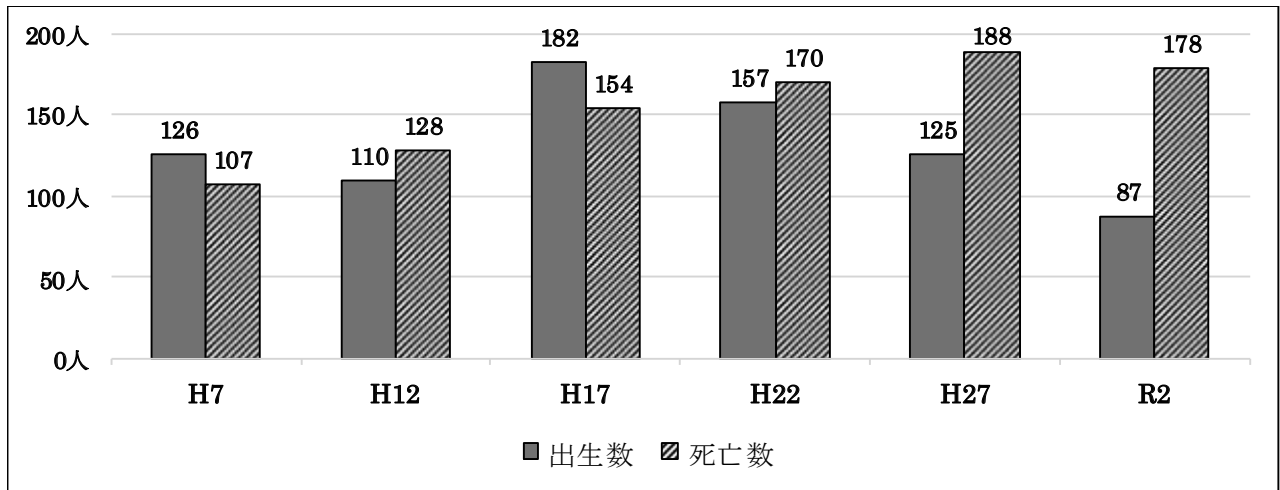
（出典：第6次酒々井町総合計画）

①人口の推移と予想

※本データは不詳数を含んでいないため、合計数は一致しません。



②出生数と死亡数

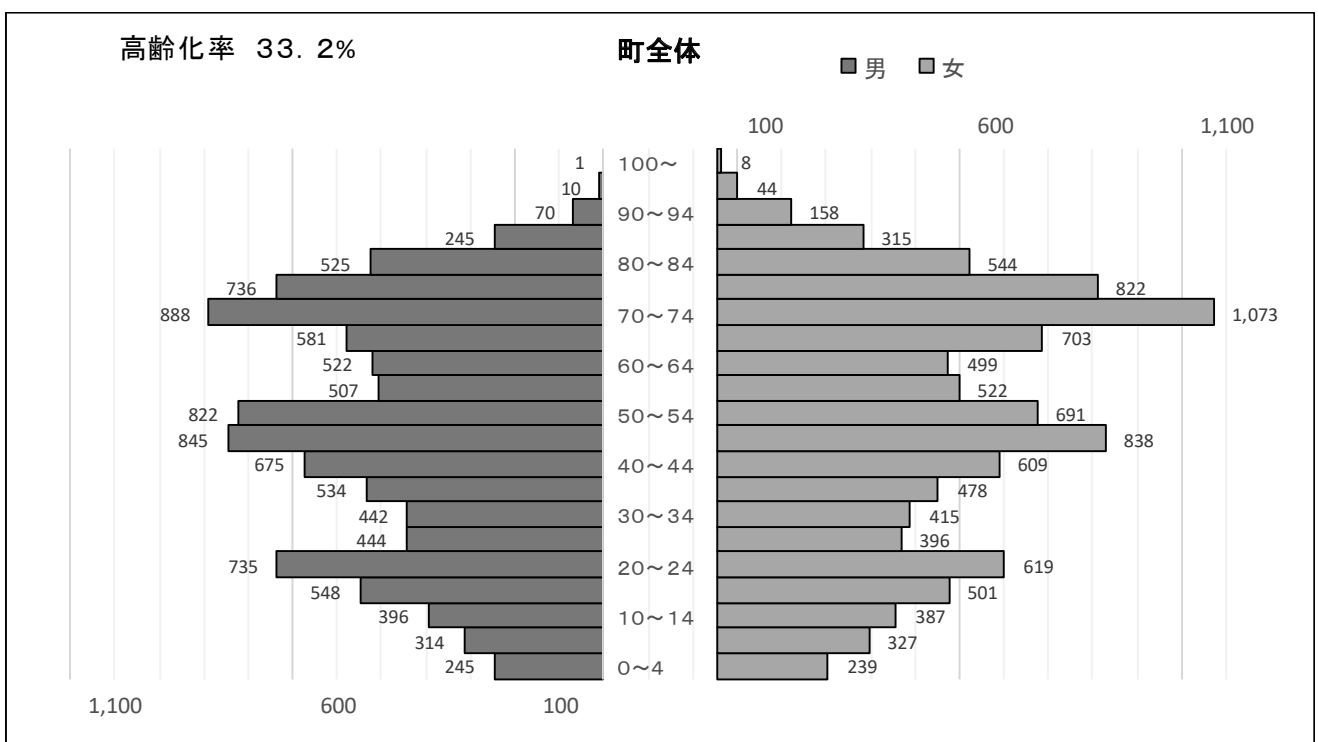


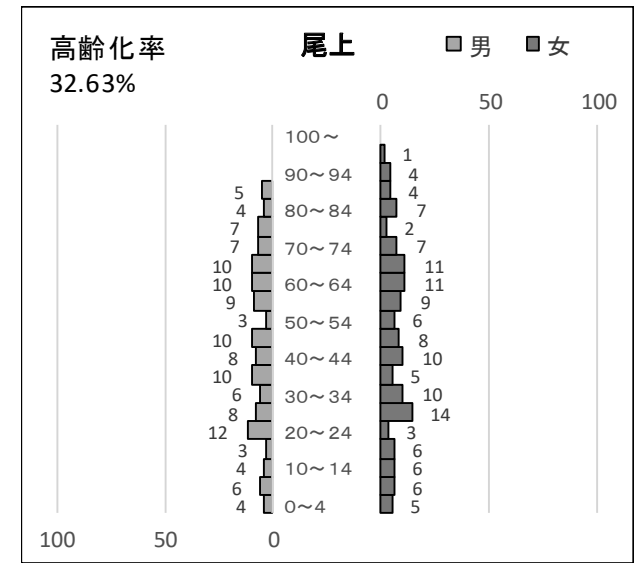
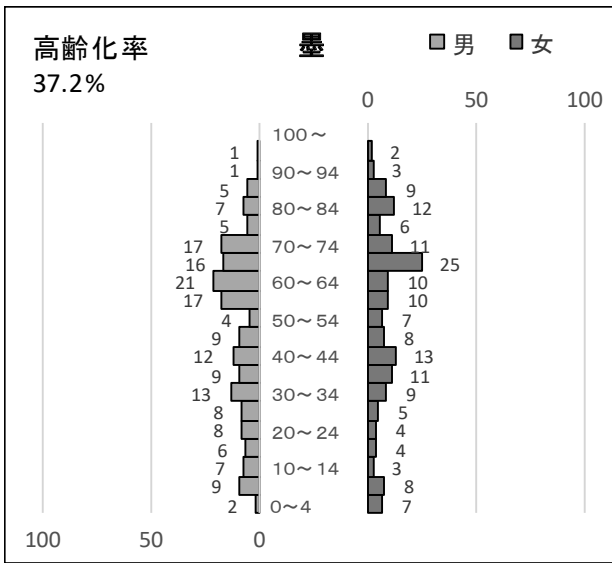
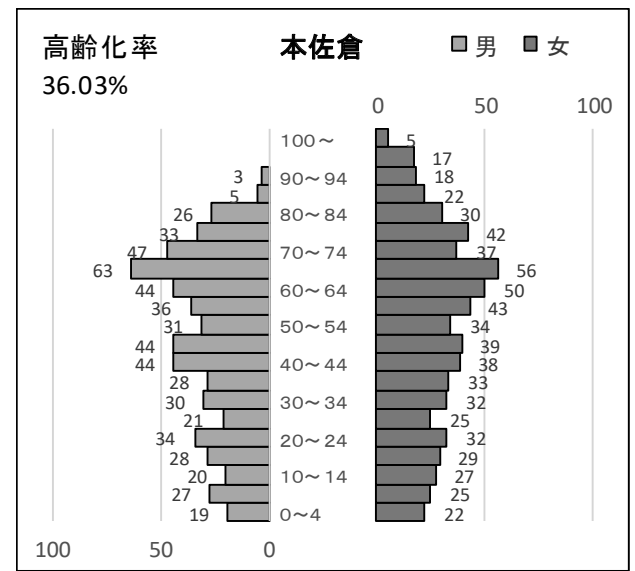
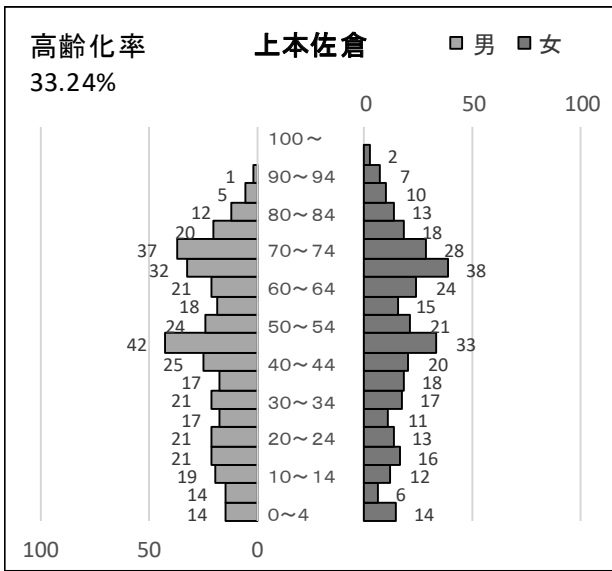
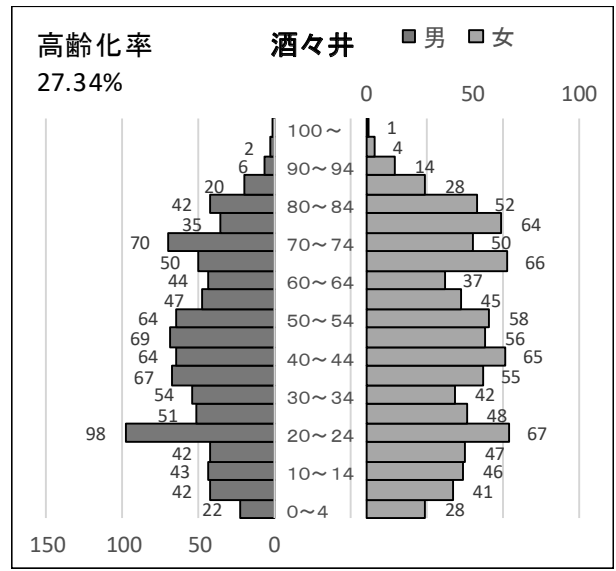
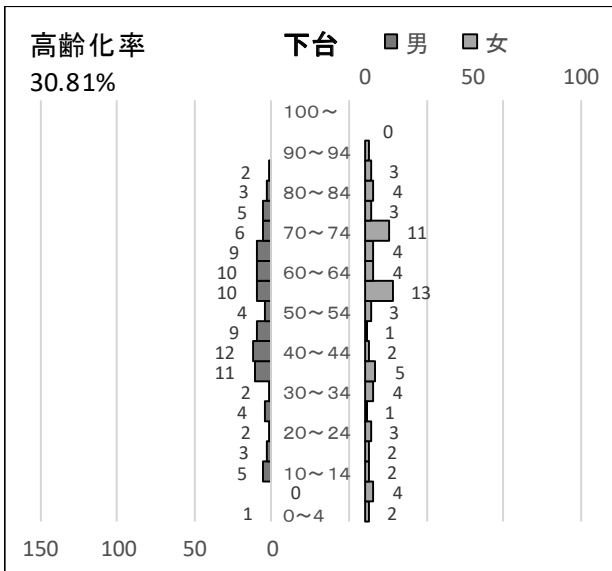
(2) 地域ごとの年齢別人口と高齢化率

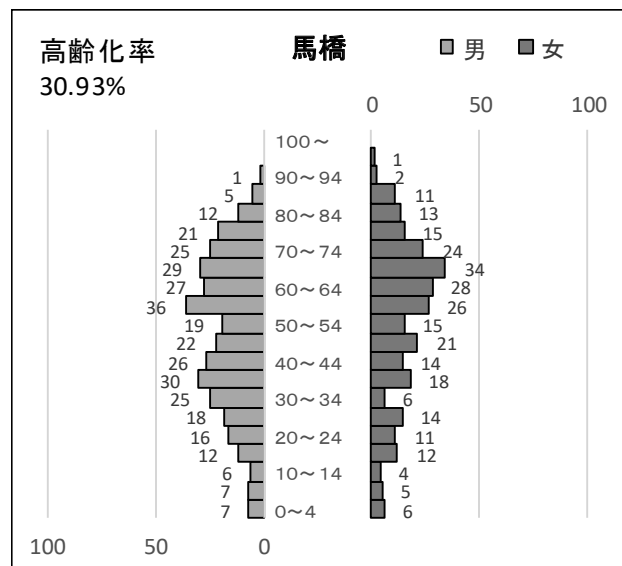
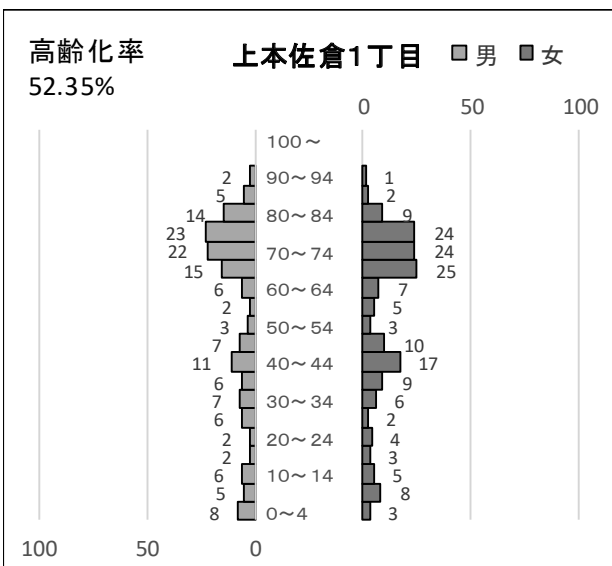
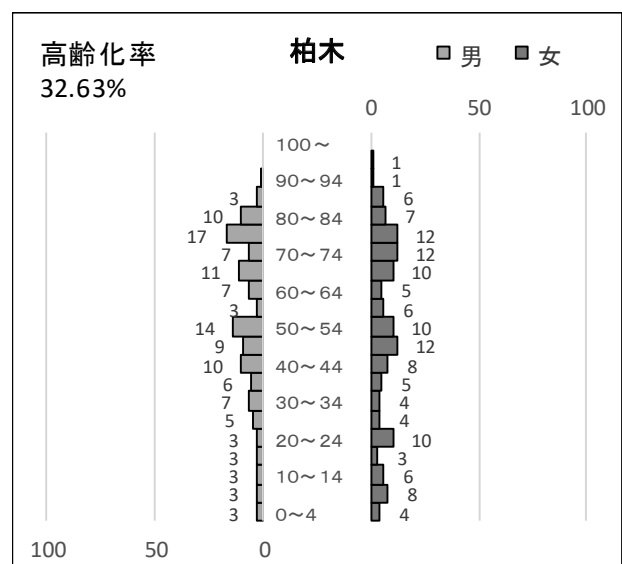
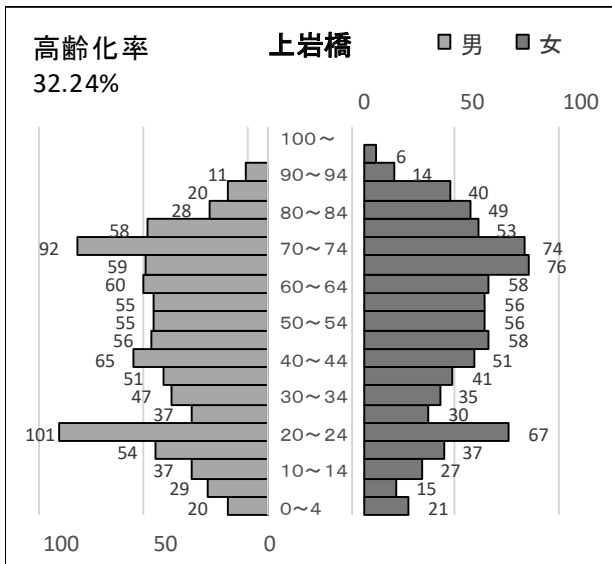
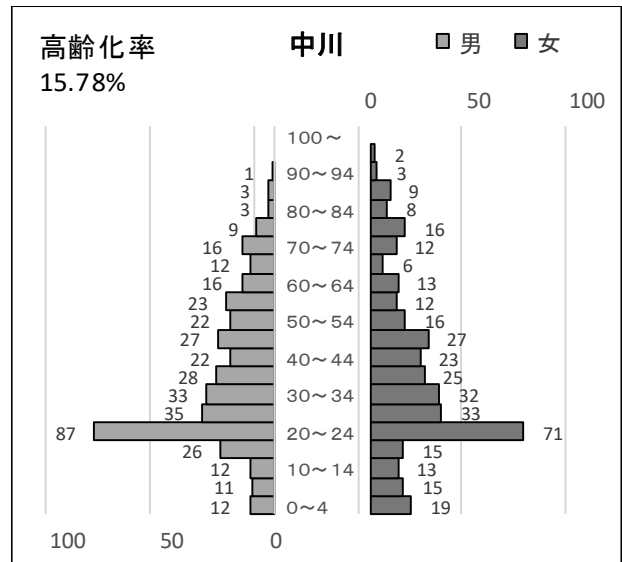
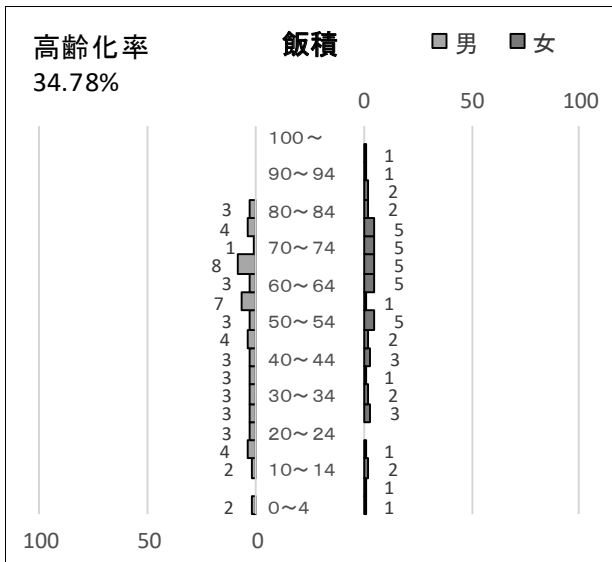
町の人口を年齢別にみると、男女とも70歳前後が最も多く、次に多いのが40歳代となっております。また、20～24歳の男性が多いのが特徴的となっております。高齢化率は33.2パーセントとなっております。

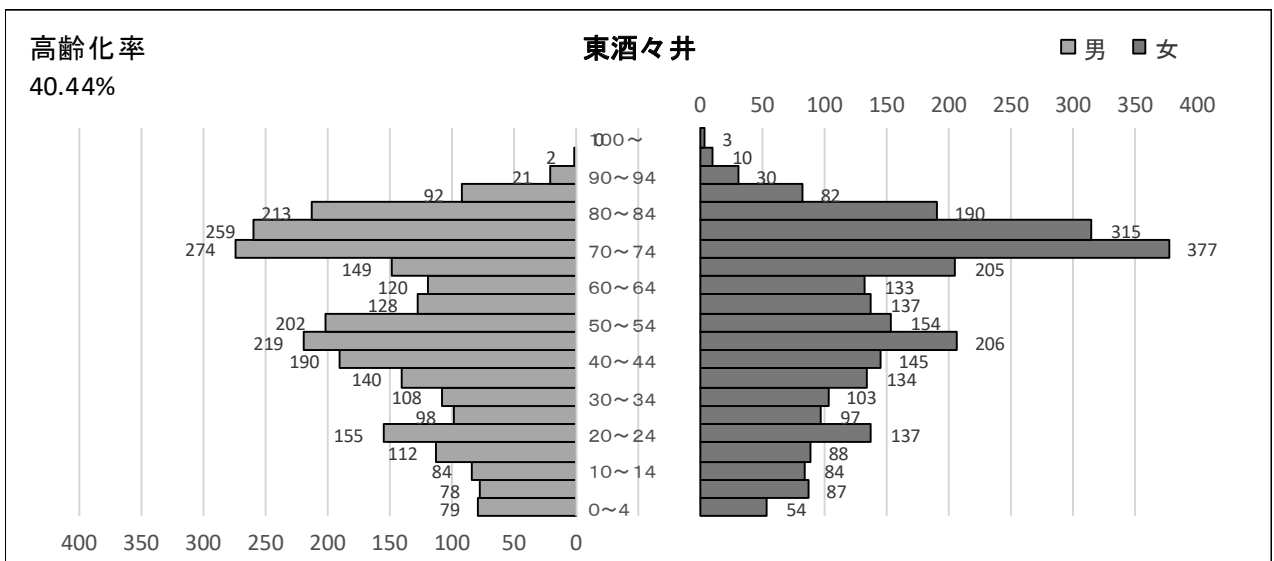
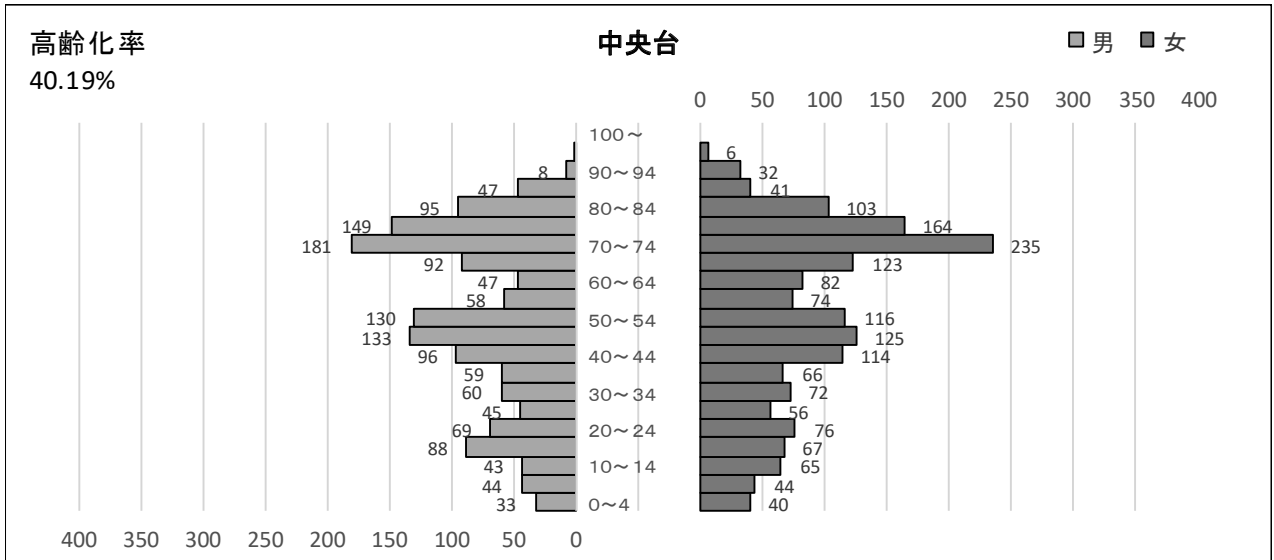
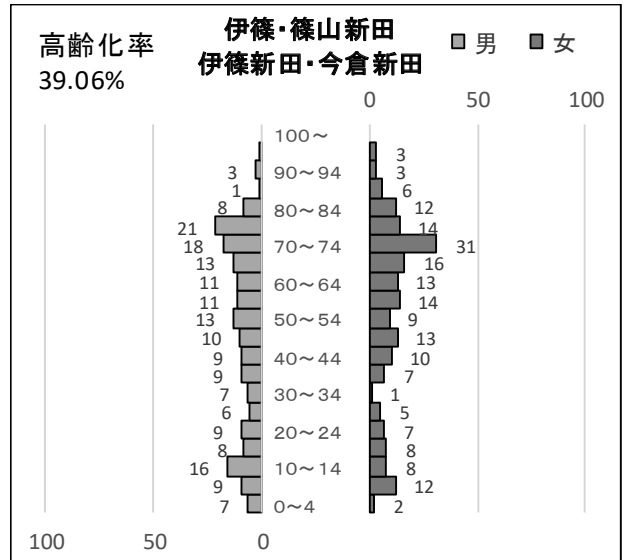
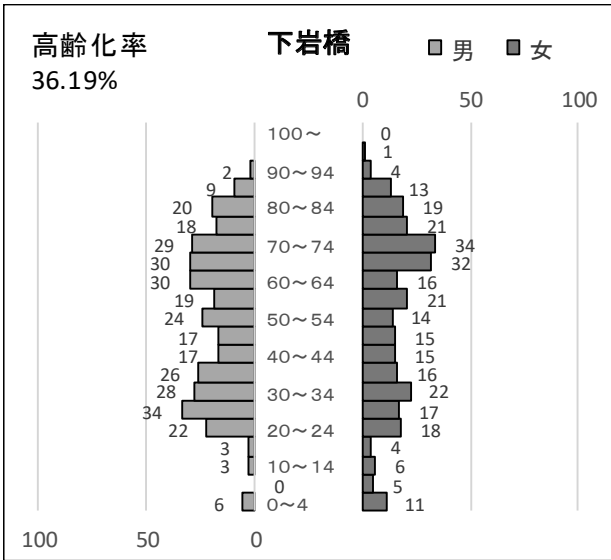
また、地域別にみると、上本佐倉1丁目は高齢化率が50パーセントを超えており、逆に新興住宅地のふじき野は高齢化率が10パーセント以下で子育て世代が多く住んでいることがわかります。中川や上岩橋は20代の人口が多く順天堂大学の学生が多く住んでいることがうかがえます。東酒々井や中央台は60代後半から70代の団塊の世代が多く高齢化率も35パーセントを超えており、地域ごとに人口構成に特徴があることがわかります。各地域の年齢別人口と高齢化率は以下の表のとおりです。

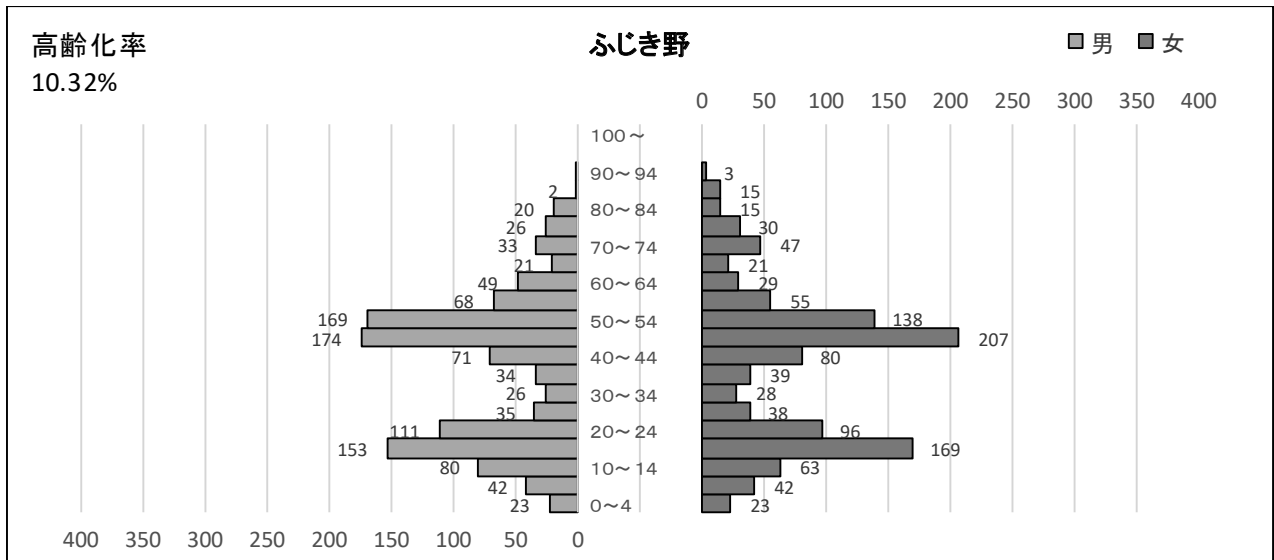
(令和4年4月1日現在、住民基本台帳人口)











(3) 障がいのある人の状況

- 身体障害者手帳所持者の状況

令和4年3月現在、553人となっており、令和2年度からほぼ横ばいになっています。

- 療育手帳所持者の状況

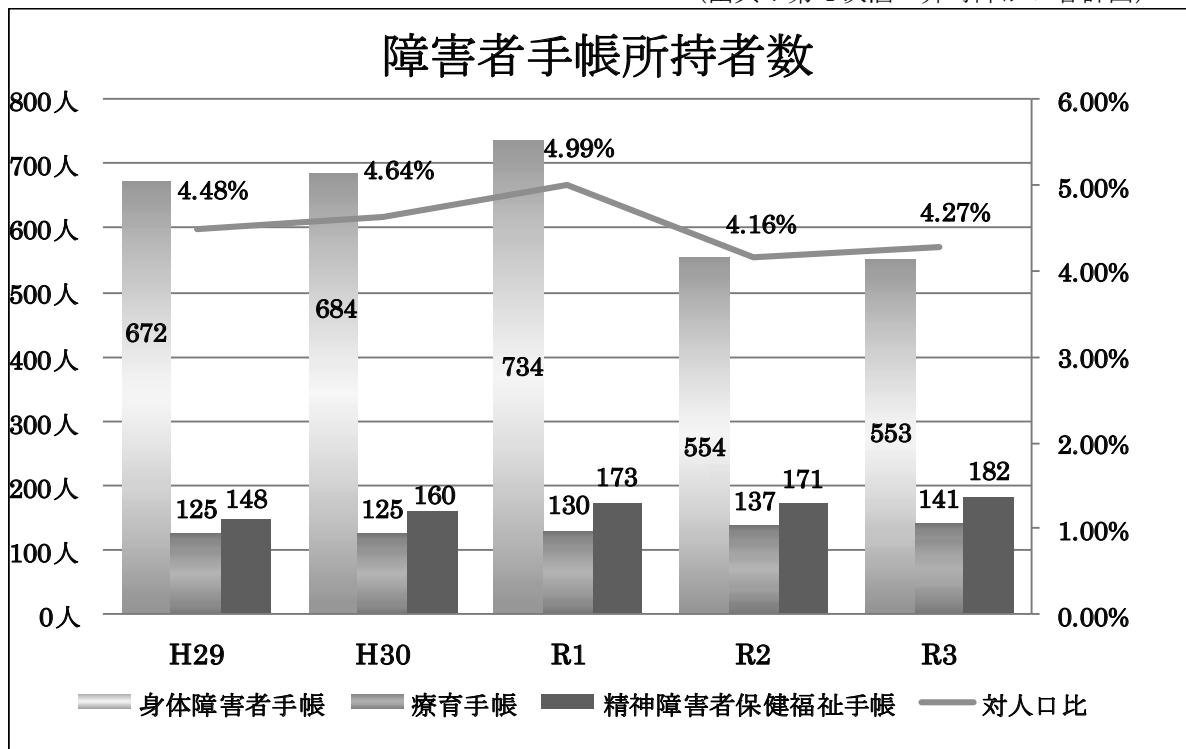
令和4年3月現在、141人であり、対人口比は0.69%となっており、平成29年との比較では、16人の増加となっています。

- 精神障害者保健福祉手帳所持者

令和4年3月現在、182人であり、平成29年度より増加傾向を示し、34人増加しています。

町の障害者手帳所持者数の推移は、以下の表のとおりです。

(出典：第4次酒々井町障がい者計画)



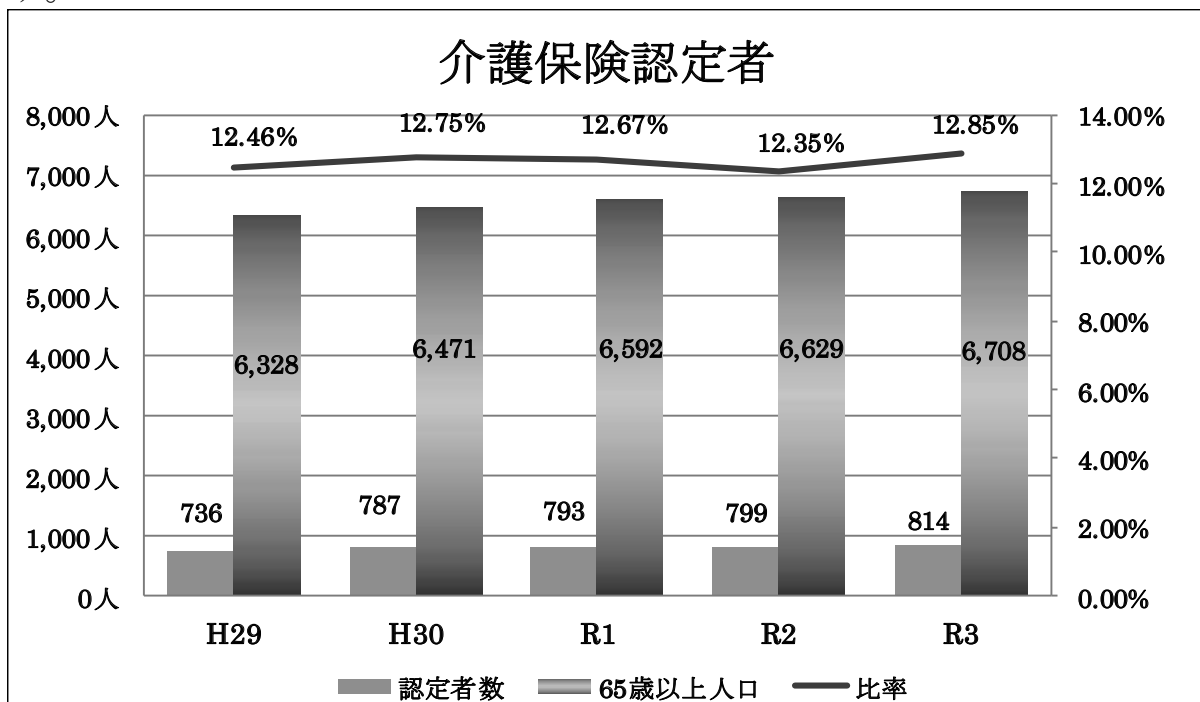
(4) 介護保険制度

平成12年から開始した介護保険制度は、65歳以上の方で寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする方（要介護状態）、65歳以上で家事や身支度等、日常生活に支援が必要な方（要支援状態）、40歳以上64歳までの方で、初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気（特定疾患）により要介護状態や要支援状態となった方を対象に、介護保険サービスを提供しています。本人や家族からの申請に基づき訪問調査を行い、審査を経て認定となります。

・介護保険で受けられるサービスの内容

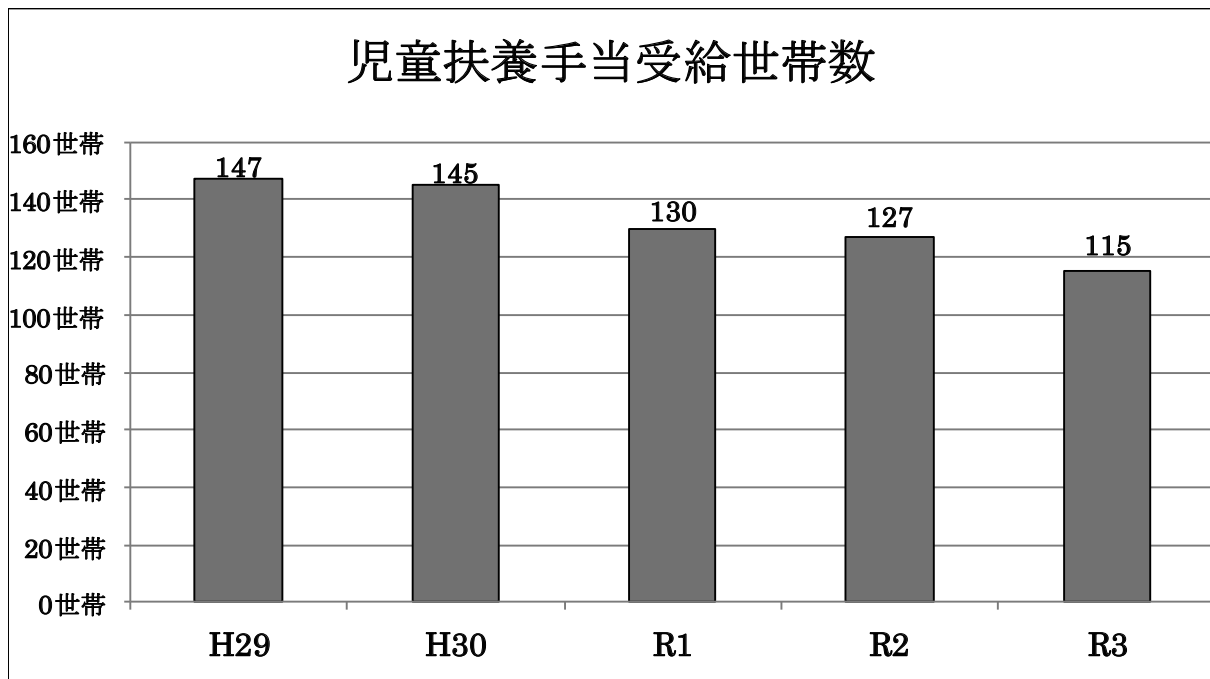
①在宅でのサービスとして、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（デイサービス）、短期入所生活・療養介護（ショートステイ）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、福祉用具の貸与・購入、住宅改修費の支給などがあります。

②施設利用サービスとして、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などへの入所や機能訓練などを受けることができます。町の介護保険認定者の推移は、以下の表のとおりです。



(5) ひとり親家庭

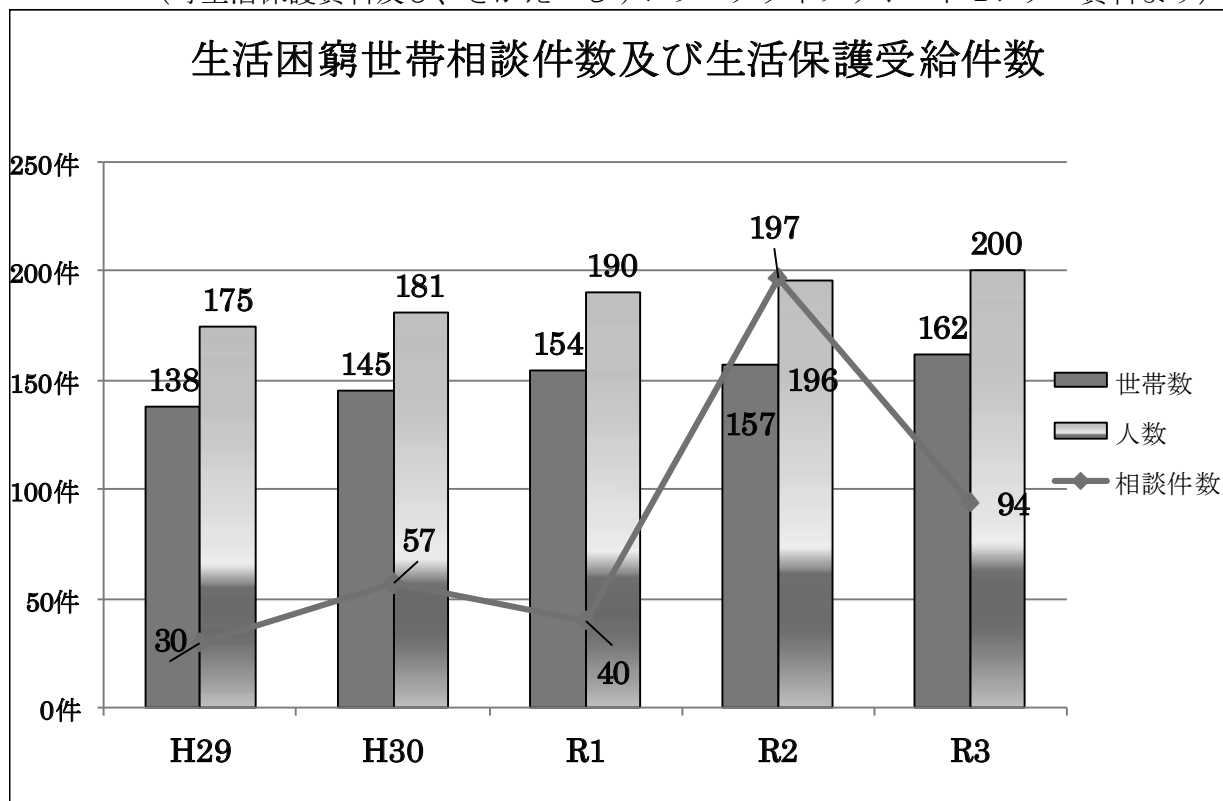
ひとり親家庭で育児に不安を抱えるなど、経済的支援を含めた総合的な支援体制が必要です。町では母子寡婦福祉会（白ゆり会）と連携して相互の交流や社会参加の促進、相談体制の充実に努めています。町の児童扶養手当受給世帯数の推移は以下の表のとおりです。（町ひとり親家庭資料より）



(6) 生活保護

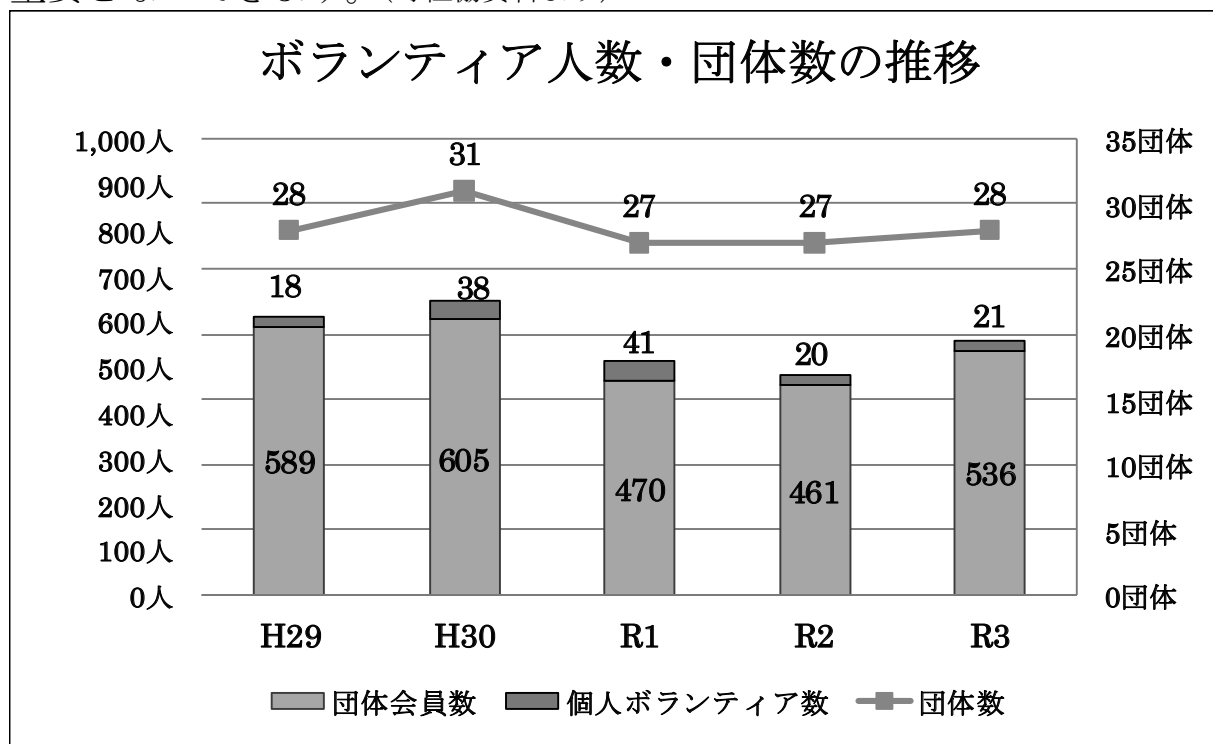
生活困窮者に対して最低限度の生活を保障するだけでなく、将来における自立の助長を図ることを目的としています。町の生活困窮相談の状況と、生活保護受給者数の推移は、以下の表のとおりです

(町生活保護資料及び、さかえ・しすいワークライフサポートセンター資料より)



(7) ボランティア

ボランティアの登録人数は、令和元年度の新型コロナウイルス感染症の拡大によりボランティア活動者が減少してから、団体数及び活動者数はほぼ横ばいを示しています。しかし、地域の福祉課題は多様化し、これらの課題を解決するためには、ボランティアの協力が必要不可欠です。今後は、さらなるボランティアの掘り起こしや育成への取り組みが重要となってきます。(町社協資料より)

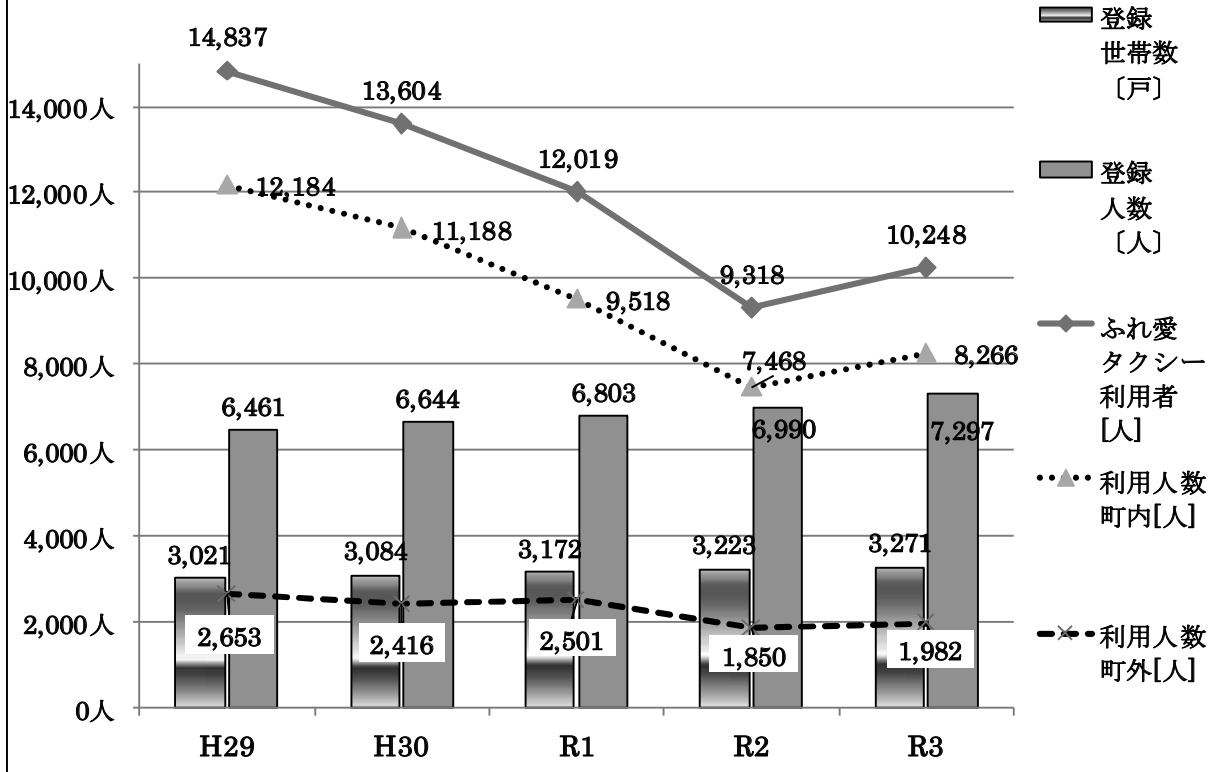


(8) 町の交通事情

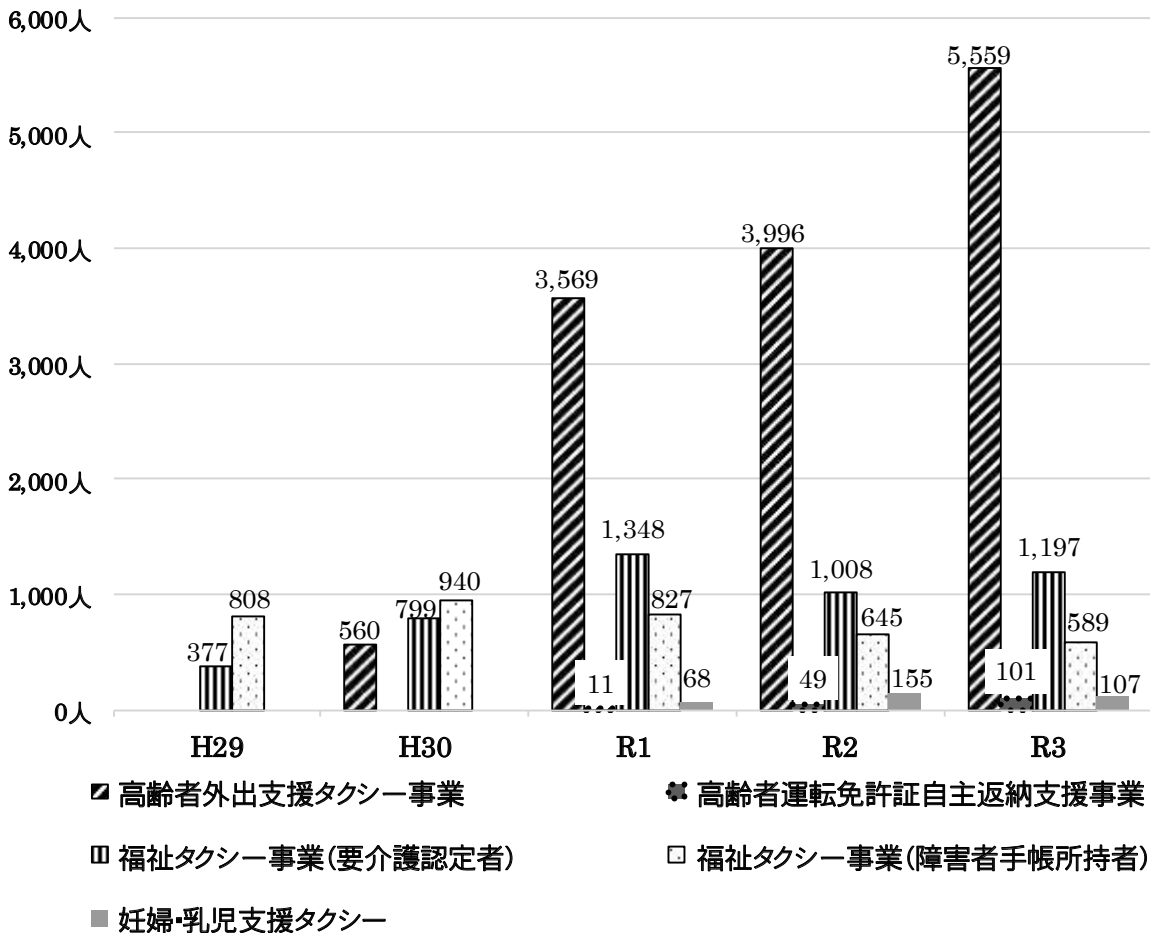
町には、JR線が2つ、京成線が2つ、合計4つの駅が設置されており、交通の便が良いように思われます。しかし、路線バスの運行路線が限られており、駅や町中心部への交通手段が十分でないのが現状です。今後は、運転免許返納者やさらなる高齢者の増加が見込まれ、自動車を運転しない人たちの通院や買い物など、移動手段の確保が大きな課題となります。

町では、平成16年度から移動弱者支援として「しすいふれ愛タクシー」を運行しています。また、平成29年度より福祉タクシーの助成を要介護認定者まで拡大し、平成31年1月から75歳以上の方を対象とした「高齢者外出支援タクシー事業」、令和2年2月から70～74歳の方で運転免許証を自主返納された方に「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を開始しました。

しすいふれ愛タクシーの利用状況



外出支援事業の利用状況

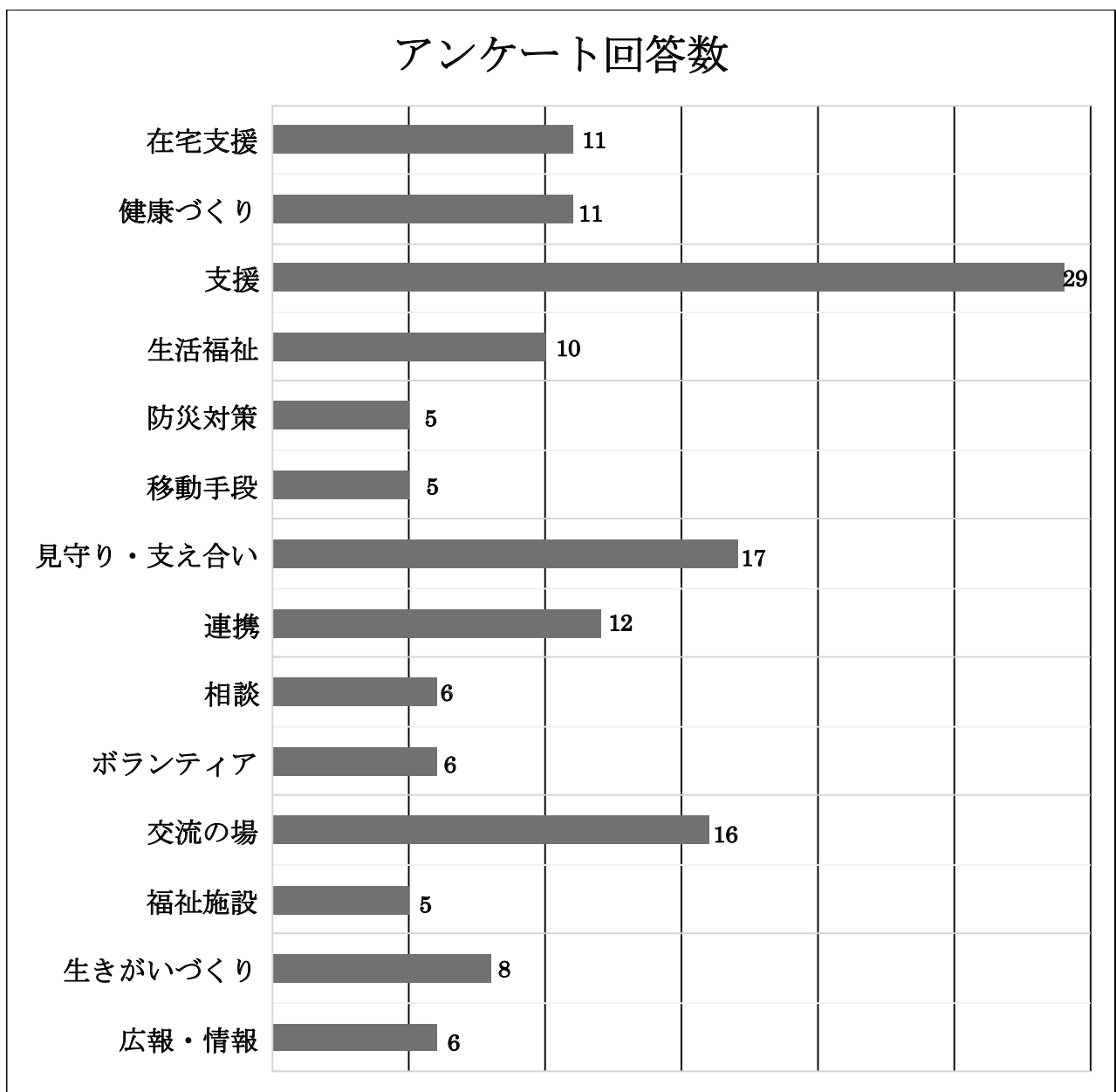


3 調査の結果など

本計画の策定にあたって、地域課題やニーズを把握するため、以下の計画等の策定にあたり実施したアンケート調査結果を基に課題分析と問題の解決策を部会で検討しました。

- ・第6次酒々井町総合計画等策定に係る基礎調査報告書
- ・町民意識調査
- ・令和元年度酒々井町在宅介護実態調査
- ・令和元年度酒々井町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ・健康、食育、歯科に関するアンケート調査
- ・新型コロナウイルスの影響による健康や生活のアンケート結果

下記の表は、各取り組みの方向ごとにアンケートに寄せられたニーズや地域課題を取りまとめたものです。



4 各種統計や調査結果から見える課題

当町の人口を年度ごとに見ると平成19年7月の21,687人をピークに徐々に減少傾向にあります。

高齢化率は令和4年4月1日現在で約33.2パーセントとなっており、今後ますます高齢化が進むことが予想されます。

当町でも70歳前後の人口の割合が高く、アンケート結果では支援（高齢者）、移動手段や地域の活動場所・交流の場に関心が高くなっています。駅が4つあり交通の便は良いように思われますが、駅までの交通手段がなく車がないと非常に不便な地域もあります。また、医療機関や商店が町の中心部に集まっており、通院や買い物をするのにとっても不便な地域もあるとともに、運転免許証を返納した後の交通手段の確保に不安を感じている方が多くいます。

また、新型コロナウイルス感染症に起因した、相談が増加し就労が不安定となった方や、生活に不安を抱えている方が多くなりました。

策定委員会では、健康づくりや、地域の担い手不足について多くの意見がでました。さらには、地域での見守りや住民同士の連携など様々な地域課題が浮かび上がってきました。

それらの課題を解決するためにはどうしたらよいかを話し合い、誰もが安心して住み続けられるよう、本計画を策定しました。

第3章 計画の基本理念と体系図

1 基本理念

「みんなで創ろう～助け合い・支え合う 福祉の町 酒々井～」

「みんなで創ろう」

地域福祉の推進は、地域住民を対象とするだけではなく、その担い手として位置づけるとともに自主的な活動を促して必要な支援を行うことが重要となります。

そして、地域のみなさんが生活課題の解決に向けて協働により地域福祉を

「みんなで創ろう」といった考えを持つことが大切です。

また、住民参画による施策や計画の策定と推進が必要となります。

「助け合い」

地域の課題は、行政や社会福祉協議会の取り組みに加えて、みなさん自身の手で解決できることが望ましいと考えられます。本人の力による「自助」や、公的支援による「公助」を活かしながら、みんなで支えあい、助けあっていく「共助」が必要になります。地域福祉を「助け合い」によってみんなで築き上げていくことが大切です。

「支え合う」

地域には多様なニーズや生活課題を抱えた人が暮らしています。さまざまな困りごとやハンディキャップを抱えた人など誰もが住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら「安心していきいきと暮らせる」ことが理想であると考えられます。「自助」や「公助」では解決が難しい課題についても、地域の力を活かして「地域互助」により「支え合う」ことで必要な人に必要な支援が行き届くようにしていくことが大切です。

「福祉の町 酒々井」

地域福祉の主役は、地域で暮らすみなさん自身です。酒々井町を地域力と連携により「みんなで創ろう～助け合い・支え合う 福祉の町 酒々井～」にしていきたいと思います。



体系図

第3期酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画体系図

基本理念	みんなで創ろう ～助け合い・支え合う 福祉の町 酒々井～
------	---

基本目標	重点目標	取り組みの方向
安心 ・ 安全	健康で快適な生活ができる心と体を作ろう	1. 在宅支援 《在宅で安心した生活を送れる体制づくり》
		2. 健康づくり 《日常生活に必要な体力づくりの充実》
	安心・安全に暮らせる環境を作ろう	3. 支援 《支援を必要としている人への援助》 3-1 高齢者支援の充実 3-2 障がいのある人への支援体制の充実 3-3 子育て世帯への支援の充実
		4. 生活福祉 《権利擁護の充実》 4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実 4-2 人権意識の啓発 4-3 虐待防止対策の推進
		5. 防災対策 《地域防災力の強化を図る》
		6. 移動手段 《移動手段の利便性向上を図る》
協働	地域の助け合いの体制を作ろう	7. 見守り・支え合い 《地域力による見守り体制の構築を図る》
		8. 連携 《自治会、民生委員児童委員、関係機関との連携による地域活動の充実》
	9. 相談 《包括的な相談支援体制の充実を図る》	
交流	地域福祉の担い手を育成しよう	10. ボランティア 《ボランティア活動の充実と人材育成》
	地域での助け合いを進めるための基盤を作ろう	11. 交流の場 《地域コミュニティによる支え合いの強化を図る》
		12. 福祉施設 《地域活動・交流の場を整備する》
	社会参加を促進しよう	13. 生きがいづくり 《生きがいづくりの促進を図る》
情報の充実を図ろう	14. 広報・情報 《適切な情報提供の充実を図る》	

第4章 計画の本論（施策の展開）

基本目標 安心・安全

重点目標 健康で快適な生活ができる心と体を作ろう

取り組みの方向	ページ	総合計画との関連
1. 在宅支援 《在宅で安心した生活を送れる体制づくり》	25 26	1章 [健康・福祉・子育て] 1-1 健康づくり 1-2 地域福祉
2. 健康づくり 《日常生活に必要な体力づくりの充実》	27 28	1章 [健康・福祉・子育て] 1-1 健康づくり 2章 [教育・文化] 2-4 生涯体育・スポーツ

重点目標 安心・安全に暮らせる環境を作ろう

取り組みの方向	ページ	総合計画との関連
3. 支援 《支援を必要としている人への援助》	29 30	1章 [健康・福祉・子育て] 1-4 高齢者福祉
3-1 高齢者支援の充実	31	1章 [健康・福祉・子育て]
3-2 障がいのある人への支援体制の充実	32	1-5 障がい者(児)福祉
3-3 子育て世帯への支援の充実	33 34	1章 [健康・福祉・子育て] 1-3 子育て支援
4. 生活福祉 《権利擁護の充実》		
4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実	35	1章 [健康・福祉・子育て] 1-4 高齢者福祉
4-2 人権意識の啓発	36	2章 [教育・文化] 2-1 学校教育 2-5 国際交流・国際理解 7章 [地域社会・行財政] 7-2 人権・多様性社会
4-3 虐待防止対策の推進	37	7章 [地域社会・行財政] 7-2 人権・多様性社会
5. 防災対策 《地域防災力の強化を図る》	38	3章 [生活安全] 3-1 防災
6. 移動手段 《移動手段の利便性向上を図る》	39	5章 [都市基盤] 5-3 公共交通

基本目標：安心・安全

重点目標：健康で快適な生活ができる心と体を作ろう

1. 在宅支援《在宅で安心した生活を送れる体制づくり》

地域課題と現状

- ・医療施設が町の中心地に集中しており、郊外の住民は身近に医療を受けられる状況になっていない。
- ・高齢者が増加しているため、医院の誘致が必要。
- ・地区の近くに家庭医となるような医療機関がない。
- ・病院施設などの医院数の増加とサービスの質の向上。
- ・周辺の病院数は増えているがサービスをさらに充実させてほしい。
- ・現在「千葉しやすい病院」があるが、大学病院のような総合病院がもう一つあると良い。
- ・内科や小児科（外科）などを増やしてほしい。
- ・介護保険外のサービスが不足している。

基本方針

誰でも、住み慣れた町でいつまでも住み続けることが願いです。そのため、在宅で安心して暮らせるような福祉サービスの充実や地域の互助による支援体制の推進に取り組みます。

取り組みの方向(活動内容)

～在宅で安心した生活を送れる体制づくり～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
在宅医療の体制づくり	認知症、訪問診療、在宅での看取りに対するニーズがある中、医療機関と連携して在宅医療の体制づくりを支援します。	医療機関 保健センター 地域包括支援センター
在宅支援サービスの充実	高齢者や障がいのある方等が、在宅で安心して暮らせるよう、様々な福祉サービスを提供します。 <ul style="list-style-type: none">・福祉タクシー・高齢者外出支援タクシー・高齢者運転免許証自主返納支援タクシー・妊婦・乳児支援タクシー・はり、灸、マッサージ施術利用助成・緊急通報装置の設置・緊急医療情報キットの配布・紙おむつの支給	健康福祉課
	安心した生活を送れるよう、サービスを提供します。	シルバー人材センター

在宅支援サービスの充実	<p>①ワンコインサービスによるゴミ出しなど軽易な作業のお手伝いを実施します。</p> <p>②生活援助用具(ベッド・車椅子等)の無償貸出や購入助成を行います。</p> <p>③給食サービスによる食事の支度等が困難な高齢者の安否確認を行います。</p>	社会福祉協議会
地域包括ケアシステムの構築	<p>①地域ケア会議推進事業 対象者のケースを関係者と連携し、多職種で意見を出し合い課題解決を図ります</p> <p>②多職種との連携 地域の医療・介護等関係者で情報共有と連携連動した支援を図ります。</p> <p>③生活支援体制整備事業 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援します。</p> <p>④認知症初期集中支援推進事業 認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。</p>	<p>健康福祉課 保健センター 地域包括支援センター 社会福祉協議会 医療機関 介護事業所</p>
避難行動要支援者名簿登録制度の充実	災害時に避難が困難な方の登録を周知し、各関係機関と連携した安否確認に努めます。	<p>健康福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 民生委員児童委員 関係機関</p>

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町障がい者計画	健康福祉課
酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	健康福祉課

基本目標：安心・安全

重点目標：健康で快適な生活ができる心と体を作ろう

2. 健康づくり《日常生活に必要な体力づくりの充実》

地域課題と現状

- ・高齢者が運動する施設（スポーツジム等）が必要。
- ・気軽に立ち寄って運動できる場所。
- ・楽しい散歩は高齢者の健康維持・向上につながり、結果として医療費圧縮になると思う。私の場合の楽しみは、四季折々の小さな草花を見ること・秋は虫の声を聞くこと。残念ながら、現状は公園等の緑地の草は時季を問わず、土が露われるほどにショートカットされていて、楽しみはめっきり減ってしまった。
- ・町民がいつでも屋内スポーツを楽しむ環境づくりのためにも、国やその他の援助を活用し、ぜひとも実現してほしい。
- ・介護予防の活動の場づくりを、町も協力して行ってほしい。
- ・健康体操（ハート体操）は難しく動きが複雑なので、もっと簡単な方がみんなが取り組みやすい。

基本方針

いつまでも安心して暮らしていくために、健康づくりや介護予防に対する情報の提供や「自分の健康は自分で守る」というセルフケア意識の啓発に取り組みます。

取り組みの方向(活動内容)

～日常生活に必要な体力づくりの充実～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
自らが取り組む健康づくりの推進	町民一人ひとりが自ら健康維持管理・健康増進できる環境作りを推進します。 ・人間ドック費用の助成 ・特定健康診査、保健指導の実施 ・健幸ポイント事業の実施 ・健康講座の開催	健康福祉課 保健センター
母子の健康づくりの支援	母子健康手帳の交付から妊婦健診、乳幼児健診、マタニティ・ママパパクラス、訪問指導などの母子保健事業をとおして切れ目のない支援を行います。心理発達相談員による親子相談や言語聴覚士によることばの教室を開催します。	保健センター
予防接種の実施	感染症の流行防止のため、年齢にあった予防接種を実施します。	保健センター

各種検診の実施	妊婦・乳児一般健康診査、1歳6か月児・3歳児の健康診査、2歳児歯科健康診査、ママパパ歯科検診、結核検診、がん検診（乳・子宮頸・胃・肺・大腸）、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症予防検診、成人歯科検診を実施し、疾病の早期発見を図ります。	保健センター
医療体制の充実	安心して医療が受けられるよう町三師会と連携し医療体制の充実に努めます。また、休日・夜間の医療体制を整えるため、印旛郡市小児初期急病診療所・成田市急病診療所および第2次救急医療機関運営（救急車により搬送されてくる重症救急患者の対応）の維持・運営に努めます。	保健センター
心の健康づくりの推進	保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携を図りながら、心の健康保持に関する取り組みを推進し、自殺に追い込まれることのない環境を整備します。 ・ゲートキーパー人材の育成 ・相談窓口の周知	保健センター
介護予防の推進	高齢者の要介護状態を防ぐため、自主的に介護予防活動に取り組む人材の育成と、介護予防に関する啓発を推進します。 ・介護予防教室の開催 ・しすいハート体操の普及啓発 ・地域介護予防活動支援事業の推進	健康福祉課 保健センター 地域包括支援センター

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	健康福祉課
酒々井町国民健康保険データヘルス計画	健康福祉課
酒々井健康プラン	保健センター
酒々井町子ども・子育て支援事業計画	こども課

基本目標：安心・安全

重点目標：安心・安全に暮らせる環境を作ろう

3. 支援《支援を必要としている人への援助》

3-1 高齢者支援の充実

地域課題と現状

- ・ 単身・高齢者の増加に対する対策。現在の町の施策とは別に高齢者の自助による連帯が必要。
- ・ 地区でも高齢化率が高くなってきており、独居世帯も増えてきている。
- ・ 高齢者対策として、高齢者が自立して生活するために、一人ひとりに応じた医療や住まい、生活支援サービスなどの切れ目のない支援を実施すべき。
- ・ 高齢化社会を意識して、酒々井町に暮らして良かったと思える施設やサービスを充実させてほしい。

基本方針

高齢者がいつまでも健康で生きがいのある生活が送れるように、介護予防教室や引きこもり対策などの支援事業を推進します。

また、自治会や民生委員児童委員との連携を深め、地域互助体制づくりを推進するとともに、支援を必要とする方の発見や福祉制度の周知に努めます。

取り組みの方向(活動内容)

～支援を必要としている人への援助～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
高齢者サービスの充実	緊急通報装置設置事業、はり・きゅう・マッサージ等施術助成事業・外出支援事業などの各種生活支援サービスを実施します。	健康福祉課
認知症に対する理解と周知	認知症サポーター養成講座の開設とオレンジカフェの開設により認知症の理解と交流を行います。	地域包括支援センター
	ランとも認知症啓発(RUN伴事業)を通じ、認知症の当事者や家族、支援者と地域住民により「認知症にやさしいまちづくり」を目指します。	地域包括支援センター 関係事業所
見守り活動の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関や事業所等のネットワークによる見守りを行います。	健康福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 民生委員児童委員 自治会・町会 事業所
	緊急通報装置を活用した24時間体制の見守りを実施します。	健康福祉課

避難行動要支援者 名簿登録制度の 充実	災害時に避難が困難な方の登録を周知し、各関係機関と連携した安否確認に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 民生委員児童委員 関係機関
在宅支援サービスの 充実	①ワンコインサービスによるゴミ出しなど軽易な作業のお手伝いを実施します。 ②生活援助用具(ベッド・車椅子等)の無償貸出や購入助成を行います。 ③給食サービスによる食事の支度等が困難な高齢者の安否確認を行います。	社会福祉協議会
高齢者活動団体の 支援	①老人クラブの自主的な活動を支援します。	社会福祉協議会
	②生きがいデイサービス事業を週3回実施し、利用者が主体となって活動計画を立てて事業を実施します。	健康福祉課
	③シルバー人材センターの事業を支援します。	住民協働課
介護施設の充実	高齢者が安心した介護施設サービスを利用できるよう、施設の設置等の支援を行います。	健康福祉課
情報提供の充実	必要な情報を入手できるよう、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。	関係課 社会福祉協議会
福祉人材の育成	福祉人材の育成・確保・定着を図るための取り組みに対して、費用の一部助成を行います。	健康福祉課
福祉マップの作成	町内の公共施設、駅、病院、店舗などの設備やバリアフリーの状況を調査した福祉マップを作成して、周知を図ります。	社会福祉協議会

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保健事業計画	健康福祉課
酒々井健康プラン	保健センター

基本目標：安心・安全

重点目標：安心・安全に暮らせる環境を作ろう

3. 支援《支援を必要としている人への援助》

3-2 障がいのある人への支援体制の充実

地域課題と現状

- ・障がい者にとって、「相談支援センターかなえ」が担っている支援を町内で受けられるのはとてもありがたいが、相談員が少ない。
- ・グループホームに対する町の方針を示してもらい、その方針に対して、親の会が関わられることを模索していきたい。
- ・グループホームを作ってほしい。
- ・障がいがある方たちが交流できる場があると良い。
- ・町内に利用できる施設が少ない。また発達支援センター等、障がい児童を受け入れている施設が不足している。

基本方針

障がいのある人が支援を受けられるように、福祉サービスの充実を図るとともに、障がいに対する理解の推進に努めます。

取り組みの方向(活動内容)

～支援を必要としている人への援助～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
在宅支援サービスの充実	在宅の障がい者に対し、日常生活用具などの給付、福祉タクシーの助成、紙おむつ支給事業の充実に努め、生活の安定及び自立を支援します。	健康福祉課
	①ワンコインサービスによるゴミ出しなど軽易な作業のお手伝いを実施します。 ②生活援助用具(ベッド・車椅子等)の無償貸出や購入助成を行います。	社会福祉協議会
基幹相談支援センターの設置	相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援、成年後見制度利用支援相談などの相談支援機関の設置を検討します。	健康福祉課 関係機関
避難行動要支援者名簿登録制度の充実	災害時に避難が困難な方の登録を周知し、各関係機関と連携した安否確認に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 民生委員児童委員 関係機関
発達障がいに対する支援	発達障がいの早期発見、早期対応に取り組めます。	保健センター

福祉マップの作成	町内の公共施設、駅、病院、店舗などの設備やバリアフリーの状況を調査した福祉マップを作成して、周知を図ります。	社会福祉協議会
障がい者施設への支援	グループホームの運営を支援します。	健康福祉課
情報提供の充実	必要な情報を入手できるよう、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。	関係課 社会福祉協議会
障がいに対する理解の啓発	講演会や広報活動や交流事業を通じた啓発を行います。	健康福祉課
	障がいの有無にかかわらず、同じ場で行う教育活動を計画的に実施します。	学校教育課
福祉人材の育成	福祉人材の育成・確保・定着を図るための取り組みに対して、助言や支援等に努めます。	健康福祉課
就労の推進	①ニーズに応じた適切な職業相談が出来るよう、関係機関と連携を図ります。 ②障がい者施設から優先的に物品等を調達することにより、障がいのある人の安定的な雇用の推進を図ります。	健康福祉課 関係機関
交流事業の推進	障がいのある人への理解を深め、積極的な社会参加を促進するため、多様な交流機会の提供に努めます。	健康福祉課 生涯学習課

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町障がい者計画	健康福祉課
酒々井町障害福祉・障害児計画	健康福祉課
酒々井健康プラン	保健センター
酒々井町男女共同参画計画	住民協働課

基本目標：安心・安全

重点目標：安心・安全に暮らせる環境を作ろう

3. 支援《支援を必要としている人への援助》

3-3 子育て世帯への支援の充実

地域課題と現状

- ・若い世帯や子どもたちが住みたくくなるようなまちづくりや地域づくりが必要
- ・酒々井町では、妊娠後から子どもが義務教育を終了するまで、切れ目のない補助をしていくべき。
- ・子育て世代が、天気に関係なく休日も酒々井町内で過ごせるような施設があればいい。
- ・町内に子どもの遊び場が少ない。公園の遊具設置基準が厳しくなり、今まであった遊具が撤去されている。

基本方針

子育て世帯のニーズに応じたサービスの提供を図り、安心して子育てができる環境整備に努めます。

取り組みの方向(活動内容)

～支援を必要としている人への援助～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
教育・保育の充実	①町内の幼稚園又は保育園等を通じ、発達段階に応じて、より良い教育、保育の提供に努めます。 ②ひとり親家庭への経済的な負担の軽減や必要な情報提供を行います。	こども課 健康福祉課 保健センター 学校教育課
子育て支援の充実	①延長保育、一時預かり保育、乳児家庭全戸訪問を実施して乳幼児支援を充実させます。 ②働き世代家庭への支援を行います。	こども課 保健センター
安心な妊娠、出産、子育て環境の整備	乳幼児の健診や妊娠期からの保護者に対する相談体制を充実します。	保健センター
放課後児童クラブの運営	放課後の安全な居場所の提供と、遊びや学習等の支援を行います。	こども課 昭苑学童クラブ 酒々井小児童クラブ 大室台小児童クラブ
情報提供の充実	必要な情報を入手できるよう、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。	関係課 社会福祉協議会

<p>地域子ども・子育て支援事業</p>	<p>①地域子育て支援拠点事業 子育て中の保護者とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供することにより、子育てに係る不安感等の軽減を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。</p> <p>②利用者支援事業 子育てコンシェルジュが、子育て中の保護者の目線で育児不安に対し相談に応じます。</p> <p>③ファミリー・サポート・センター事業 子育てに協力したい会員と子育てをサポートしてほしい保護者を結びつけ、地域社会で子育てを支援を図ります。</p>	<p>こども課 子育て支援センター 「あいあい」</p>
<p>子ども家庭総合支援拠点の強化</p>	<p>①すべての子どもとその家庭等の福祉に関する相談に応じ、関係機関と連携し、支援します。 また、「子ども家庭支援員」の育成を図ります。</p> <p>②要保護児童への支援として、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を行います。</p>	<p>健康福祉課 関係各課 関係機関</p>
<p>妊産婦への支援 【新規】</p>	<p>①安心して出産育児に臨めるよう、妊娠期から子育て期まで保健師等による寄り添った支援と経済的支援を一体的に行います。</p> <p>②支援が必要になる妊婦の出産後の負担軽減を図るため、産後ケア事業の推進を図ります。</p>	<p>保健センター</p>

③分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町子ども・子育て支援事業計画	こども課
酒々井健康プラン	保健センター
酒々井町男女共同参画計画	住民協働課

基本目標：安心・安全

重点目標：安心・安全に暮らせる環境を作ろう

4. 生活福祉《権利擁護の充実》

4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

地域課題と現状

- ・高齢化が進むにつれ、振込詐欺に対する対応が必要となってくる。防ぐためには、時間や労力を必要とし、今後更なる増加が見込まれる。
- ・高齢者や障がいを持つ方の金銭管理が今後問題。
- ・市民後見人の育成が出来ていない。今後育成していく必要がある。
- ・成年後見制度の内容を知らない方が多い。

基本方針

高齢者や障がいのある方の権利や財産を守るため、制度の周知や体制づくりに努めます。

取り組みの方向(活動内容)

～成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
成年後見事業	中核機関の設置をはじめとした権利擁護支援の体制づくりを検討します。【新規】	健康福祉課 社会福祉協議会
	成年後見制度の周知や相談支援体制の強化に努めます。	健康福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
	制度の利用が困難な方に対し、町長申立制度の活用や後見人等の報酬を助成することで制度の利用につなげます。	健康福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	高齢者や障がいのある方が地域で安心して生活するために、日常生活自立支援事業による支援を行います。	社会福祉協議会

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町障がい者計画	健康福祉課
酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保健事業計画	健康福祉課

基本目標：安心・安全

重点目標：安心・安全に暮らせる環境を作ろう

4. 生活福祉《権利擁護の充実》

4-2 人権意識の啓発

地域課題と現状

- ・町内に外国の方が多く居住するようになった。
- ・みんなが幸せに過ごせる仕組みが必要。

基本方針

すべての人がお互いを尊重し、多様性について理解を深める地域社会づくりに努めます。

取り組みの方向(活動内容)

～人権意識の啓発～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
人権意識の啓発	あらゆる差別の撤廃と人権意識を高めるため、人権教育セミナーや人権ポスター展等を通じた人権意識の高揚を図ります。	健康福祉課 生涯学習課
	隣保館を活用した人権啓発活動や地域交流事業、相談事業を実施します。	隣保館
	小学校や中学校において、人権擁護委員と協力し、いじめをテーマとした人権教育を推進します。	健康福祉課 学校教育課
人権に関する町民意識調査の実施	人権に関する現状や意識を把握するため、意識調査を実施します。	健康福祉課
男女共同参画の推進	男女共同参画に関する意識を高めるため、講演会等の情報の発信に努めます。	住民協働課

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町男女共同参画計画	住民協働課

基本目標：安心・安全

重点目標：安心・安全に暮らせる環境を作ろう

4. 生活福祉《権利擁護の充実》

4-3 虐待防止対策の推進

地域課題と現状

- ・虐待が疑われたときに、どう対応して良いかわからない。
- ・相談窓口の周知が必要。

基本方針

虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るため、関係機関等と連携し適切な対応に努めます。

取り組みの方向(活動内容)

～虐待防止対策の推進～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
子どもに対する虐待防止	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を行うため、子ども家庭総合支援拠点の強化を図ります。	健康福祉課 関係各課 関係機関
障がい者に対する虐待防止	障がい者虐待の未然防止や早期発見を図るため、地域における関係機関、事業所、住民等との連携体制の整備を図ります。	
高齢者に対する虐待防止	高齢者虐待の未然防止や早期発見を図るため、地域における関係機関、事業所、住民等との連携体制の整備を図ります。	
DV被害者の支援	被害を受けられた方が安心した生活を送れるよう、関係機関等と連携した支援をします。	健康福祉課
虐待・DV防止の周知	学校や回覧等を通じた周知活動を行い、早期発見出来るような体制を整備します。	健康福祉課
虐待・DV対応の迅速化	虐待・DVが発生した場合、関係機関と連携し、迅速な対応に努めます。	健康福祉課 関係各課 関係機関

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町障がい者計画	健康福祉課
酒々井町子ども・子育て支援事業計画	こども課
酒々井町男女共同参画計画	住民協働課

基本目標：安心・安全

重点目標：安心・安全に暮らせる環境を作ろう

5. 防災対策《地域防災力の強化を図る》

地域課題と現状

- ・避難した際の避難所での過ごし方に不安がある。
- ・避難が必要な方の情報共有をどうしたらよいか。
- ・規模が大きい台風が発生した際、地区内の高齢者を助けられるか不安である。
- ・住民の高齢化が進んだことで、現在の避難所は遠い。

基本方針

避難行動要支援者支援計画に基づいた体制整備などの共助による体制づくりに取り組みます。

取り組みの方向(活動内容)

～地域防災力の強化を図る～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
避難行動要支援者への支援	避難行動要支援者名簿の未登録者に対して、名簿への登録を呼びかけます。	健康福祉課 社会福祉協議会 民生委員児童委員 自治会・町会
福祉避難所の確保	災害時に要支援者が安心して避難生活が送れるよう福祉避難所の整備に努めます。	健康福祉課
関係機関との連携強化	平時から関係機関同士が情報を共有し、災害時に連携した支援体制を充実させるための体制づくりに努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 民生委員児童委員 関係機関
防災訓練の実施	大規模災害に備え、避難行動要支援者を含めた避難訓練を実施するとともに、防災意識の高揚に努めます。	総務課 健康福祉課
災害ボランティアセンターの設置運営	災害時に備え、災害ボランティアセンター設置訓練や運営について検討します。	社会福祉協議会

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町障がい者計画	健康福祉課
酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	健康福祉課
酒々井町地域防災計画	総務課

基本目標：安心・安全

重点目標：安心・安全に暮らせる環境を作ろう

6. 移動手段《移動手段の利便性向上を図る》

地域課題と現状

- ・一人暮らしの高齢者が車もないため、自由に買い物ができない。
- ・ふれ愛タクシーを増やしてほしい。
- ・住民が免許返納した後の交通手段。
- ・自動車免許の返納後、日常の買い物や通院等が難しくなる。
- ・高齢となっても家に閉じ籠りたくない。
- ・近くにスーパー等がなく、車で行くしかない。
- ・徒歩圏内に購買施設、医療施設及び公益施設等がなく、自家用車等が使用出来なければ利用が困難。
- ・ふれ愛タクシーの送迎範囲の拡大。
- ・高齢者でも参加しやすい生涯学習の講座や環境を整えて欲しい。
- ・ふれ愛タクシーをより利用しやすくするとともに、タクシー券の配布等、交通弱者対策を充実してほしい。
- ・移動スーパーもあるが、買い物へ行くには車を利用しないと難しい。

基本方針

交通弱者の移動手段として、しすいふれ愛タクシーなどのPRや助成制度の充実に努めます。

取り組みの方向(活動内容)

～移動手段の利便性向上を図る～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
外出支援事業の充実	交通弱者に対してタクシー利用助成券を発行し、交通の利便性の確保に努めます。 ・高齢者外出支援タクシー事業 ・福祉タクシー事業 ・高齢者免許証自主返納支援事業 ・妊婦・乳児支援タクシー	健康福祉課 保健センター
しすいふれ愛タクシーの運行	交通弱者に対して日常生活の利便性向上のため、円滑な運営を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	健康福祉課

基本目標 協働

重点目標 地域の助け合いの体制を作ろう

取り組みの方向	ページ	総合計画との関連
7. 見守り・支え合い 《地域力による見守り体制の構築を図る》	41	1章 [健康・福祉・子育て] 1-2 地域福祉 3章 [生活安全] 3-1 防災
8. 連携 《自治会、民生委員児童委員、関係機関との連携による地域活動の充実》	42	7章 [地域社会・行財政] 7-1 協働・コミュニティ
9. 相談 《包括的な相談支援体制の充実を図る》	43	1章 [健康・福祉・子育て] 1-6 生活福祉 7章 [地域社会・行財政] 7-1 協働・コミュニティ 7-4 行政運営

重点目標 地域福祉の担い手を育成しよう

取り組みの方向	ページ	総合計画との関連
10. ボランティア 《ボランティア活動の充実と人材育成》	44	1章 [健康・福祉・子育て] 1-1 地域福祉

基本目標：協働

重点目標：地域の助け合いの体制を作ろう

7. 見守り・支え合い《地域力による見守り体制の構築を図る》

地域課題と現状

- ・防犯パトロール中のほか、それ以外の日常生活の中でもひとり暮らし高齢者の見守りに重点を置き、孤独死等の発生を食い止めることを会員に啓蒙している。
- ・高齢者の増加に伴い、福祉サービスの需要が高まる一方で、各種ボランティアも高齢化しており、見守りなどの制度的な見直しや人的な確保が困難となっている。

基本方針

住民同士による見守り、支え合いができる体制づくりに努めます。

取り組みの方向(活動内容)

～地域力による見守り体制の構築を図る～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
避難行動要支援者名簿登録制度の充実	災害時に避難が困難な方の登録を周知し、各関係機関と連携した安否確認に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 民生委員児童委員 自治会 関係機関
関係機関との連携	関係機関との連携を図り、見守りの充実を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会 民生委員児童委員 地域包括支援センター
見守りサービスの充実	安否確認事業やボランティアサービス等を活用した見守り体制の充実を図ります。	社会福祉協議会
見守り協定	見守り協定を締結している企業や事業所等と連携した見守りを継続します。	健康福祉課 事業所
見守り協力者の拡充	①見守り協定を既に締結している事業所だけでなく、配達業者・検針員・不動産業者等と連携した見守り体制の構築に努めます。 ②平時から地域全体で見守りを行うような、住民意識の高揚に努めるとともに、地域住民活動団体に協力を求めます。	健康福祉課 社会福祉協議会 事業所 関係機関

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町障がい者計画	健康福祉課
酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	健康福祉課
酒々井町地域防災計画	総務課

基本目標：協働

重点目標：地域の助け合いの体制を作ろう

8. 連携《自治会、民生委員児童委員、関係機関との連携による地域活動の充実》

地域課題と現状

- ・自治会と民生委員児童委員との関わりが少ない。
- ・支援を行うには情報の共有が大事だが、個人情報保護の関係で難しい場合がある。
- ・個々に様々な活動を行っているが、さらに活動の範囲を広めるためには他の団体との連携ができるようにすることが必要。

基本方針

自治会と民生委員児童委員、関係機関や行政との連携による地域活動の充実を図ります。

取り組みの方向(活動内容)

～自治会、民生委員児童委員、関係機関との連携による地域活動の充実～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
自治会と民生委員児童委員との連携	自治会に民生委員児童委員の活動を周知し、日頃から連携が図れる体制づくりを推進します。	健康福祉課 住民協働課 民生委員児童委員 自治会・町会
自治会と関係機関との連携	自治会が様々な関係機関や団体と連携できるように取り組みます。	健康福祉課 住民協働課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 自治会・町会 関係機関
福祉関係者との連携	福祉に関わる関係者同士の連携を図るため、交流会等を開催します。	健康福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 関係機関 事業所

基本目標：協働

重点目標：地域の助け合いの体制を作ろう

9. 相談《包括的な相談支援体制の充実を図る》

地域課題と現状

- ・困りごと相談をしたいとき、窓口が複雑でわかりづらい。
- ・相談に行けない方の対応が必要。
- ・様々な相談窓口があるが、広報や回覧で知らせてほしい。
- ・気軽に相談に乗ってもらえる場所が必要。
- ・生活に困っている人たちへの救いの手が必要。
- ・町には様々なサービスや制度があるが、どの制度が使えるのか分かりづらい。

基本方針

相談窓口の充実を図るとともに、相談支援体制づくりに努めます。

取り組みの方向(活動内容)

～包括的な相談支援体制の充実を図る～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
包括的な相談支援体制の構築	複合的な生活課題を抱えた方を、横断的に受け止める総合的な相談窓口を検討します。	健康福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 関係機関
各種相談事業の周知	障がい者相談、人権相談、心配ごと相談、法律相談などの相談事業について周知します。	健康福祉課 企画財政課 関係各課 社会福祉協議会
専門機関との連携	様々な問題（8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等）を抱えた方に対して、専門機関との連携を図り、問題解決に取り組みます。	健康福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 関係機関 すけっと
生活困窮者への支援	①生活困窮者の自立支援に向け、様々な相談支援を関係機関と連携し、必要な支援を行います。 ②生活保護制度の適切な支援により、安心して生活できるよう支援します。	健康福祉課 社会福祉協議会 関係機関 ワークライフサポートセンター

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町障がい者計画	健康福祉課
酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	健康福祉課
酒々井町子ども・子育て支援事業計画	こども課

基本目標：協働

重点目標：地域福祉の担い手を育成しよう

10. ボランティア《ボランティア活動の充実と人材育成》

地域課題と現状

- ・ボランティア活動者の減少、高齢化が著しい。
- ・講座の受講からボランティアへ繋げていくステップを充実する事が課題である。
- ・地域を担うボランティアのリーダーを育成する必要がある。

基本方針

ボランティアの育成とコーディネート機能の強化に努めます。

取り組みの方向(活動内容)

～ボランティア活動の充実と人材育成～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
ボランティアの募集とPRの強化	ボランティア募集のポスターやパンフレットを公共施設等へ掲示したり、インターネット等を活用した情報提供を行います。	社会福祉協議会
ボランティアの人材育成	①ボランティア講座を開催し、ボランティア活動に繋がるように取り組みます。 ②小学校で行っている福祉教育を支援し、未来のボランティアとして人材育成に取り組みます。	社会福祉協議会 学校教育課
ボランティアコーディネート機能の強化	①要望に対してボランティアを派遣したり、ボランティア希望者への情報提供や活動に対する支援を行います。 ②ニーズに対応できるような人材把握に努めます。	社会福祉協議会
若い世代のボランティア活動への参加促進	①学生が参加できるようなボランティア活動を支援します。 ②新たなボランティア活動に協力します。	社会福祉協議会

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	健康福祉課

基本目標 交流

重点目標 地域での助け合いを進めるための基盤を作ろう

取り組みの方向	ページ	総合計画との関連
11. 交流の場 《地域コミュニティによる支え合いの強化を図る》	46	1章 [健康・福祉・子育て] 1-2 地域福祉 3章 [生活安全] 3-1 防災
12. 福祉施設 《地域活動・交流の場を整備する》	47	5章 [都市基盤] 5-1 都市計画・市街地整備

重点目標 社会参加を促進しよう

取り組みの方向	ページ	総合計画との関連
13. 生きがいづくり 《生きがいづくりの促進を図る》	48	2章 [教育・文化] 2-2 生涯学習

重点目標 情報の充実を図ろう

取り組みの方向	ページ	総合計画との関連
14. 広報・情報 《適切な情報提供の充実を図る》	49	7章 [地域社会・行財政] 7-4 行政運営

基本目標：交 流

重点目標：地域での助け合いを進めるための基盤を作ろう

11. 交流の場《地域コミュニティによる支え合いの強化を図る》

地域課題と現状

- ・子どもから高齢者まで交流できる場として、B-Net 子どもセンターで行っている「子ども食堂」のような場所が増えると良い。
- ・サロンの運営はターゲットを絞った運営でも良い。
- ・地域での住民同士の交流の機会が少ない。
- ・学生と地域住民との交流が少ない。外国人との交流の機会も少ない。
- ・高齢者と子どもが生きがいを持って活動することで、酒々井町は発展する。

基本方針

地域住民がお互いに支えあって、地域間、世代間、異文化との交流ができるよう努めます。

取り組みの方向(活動内容)

～地域コミュニティによる支え合いの強化を図る～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
サロン事業の推進	①現在行われているサロンの運営を支援し、世代間交流や異文化との交流など住民同士の交流を推進します。 ②地域の集会所等を活用し、出張サロンを行います。	社会福祉協議会
地域行事の活性化	地域で行われる行事を支援し、地域住民同士の交流を推進します。	住民協働課 自治会・町会
交流の場づくりを支援	高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人などがお互いに情報交換でき、地域の人たちとも交流できるような場を支援します。	住民協働課 生涯学習課 地域住民
子育て支援センター「あいあい」の活用	子育て中の保護者と子どもが気軽に、相互に交流する場を提供することにより、子育てに係る不安感等の軽減を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。	こども課 子育て支援センター 「あいあい」
げんき館の活用 【新規】	気軽に立ち寄り、住民同士が交流できる場を提供します。	健康福祉課

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町障がい者計画	健康福祉課
酒々井町子ども・子育て支援事業計画	こども課
酒々井町男女共同参画計画	住民協働課

基本目標：交 流

重点目標：地域での助け合いを進めるための基盤を作ろう

12. 福祉施設《地域活動・交流の場を整備する》

地域課題と現状

- ・地域福祉の活動拠点となるような総合的な福祉施設が必要。
- ・子どもが安心して集まれるような場所が必要。
- ・子どもから高齢者までが使用できるような施設の建設。
- ・公園はあるが人が集まりやすいような整備が必要。

基本方針

地域福祉の活動拠点となるような総合的な福祉施設の整備について検討するとともに、地域コミュニティの活性化のため、集会所や交流の場の設置を推進します。

取り組みの方向(活動内容)

～地域活動・交流の場を整備する～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
既存施設の活用	げんき館や下宿ベース等の施設を地域住民の交流の場として提供します。	健康福祉課 住民協働課
集会所の活用	既存の集会所を交流の場として活用できるように働きかけます。	住民協働課 自治会・町会
隣保館の活用 【新規】	人権啓発と地域コミュニティ拠点として、相談や各種事業を行うとともに、誰でも安心して使用できるような施設整備を図ります。	健康福祉課 隣保館
公園の整備	公園を適切に管理し、子どもと高齢者が交流できるような場を提供します。	まちづくり課
バリアフリーの 推進	①高齢者や障がいのある方の公共施設利用を高め、社会参加を促進するため、公共施設の改善に努めます。	関係各課
	②障がい等で配慮が必要な方に対する理解を図るため、広報活動や講演会等を通じた情報発信に努めます。	健康福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町障がい者計画	健康福祉課
酒々井町男女共同参画計画	住民協働課

基本目標：交 流

重点目標：社会参加の促進を図ろう

13. 生きがいつくり《生きがいつくりの促進を図る》

地域課題と現状

- ・地域の老人クラブが高齢化し、活動できる人が少なくなってしまった。
- ・60代や70代前半の老人クラブ会員が少ない。
- ・高齢者の活躍できる場が必要。
- ・酒々井に住んで良かったと思えるような町にしたい。
- ・ボランティアや生涯学習の活動に対し、発表の場は多いが評価される機会が少ない。
- ・様々な行事を開催しても参加者がいつも一緒に固定化してしまっている。

基本方針

生きがいつくりの機会や活動を増やして、酒々井町に住んで良かったと思えるまちづくりを推進します。

取り組みの方向(活動内容)

～生きがいつくりの促進を図る～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
既存の団体や活動への支援	地域の老人クラブや水仙クラブ連合会の活動を支援し、高齢者の生きがいつくりを推進します。	健康福祉課 社会福祉協議会
	シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の社会参加を促進します。	住民協働課 シルバー人材センター
	公民館事業や生涯学習事業の充実を図り、社会参加と生きがいつくりを推進します。	生涯学習課
住民活動に対する支援	環境美化や景観づくりのボランティア活動への参加を促進し、住み心地のいいまちづくりに取り組みます	経済環境課 社会福祉協議会
	町民からアイデアを募集し、交流や生きがいつくりになるような行事を開催します。	関係各課 地域住民
特徴ある地域活動のPR	地域で取り組んでいる活動をPRし、活動意欲の高揚に努めます。	住民協働課 社会福祉協議会
多様な学習機会の提供	子どもから高齢者まで幅広い世代に学習の場を提供し、生涯学習の推進に努めます。	生涯学習課

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町男女共同参画計画	住民協働課
酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	健康福祉課
酒々井町社会教育計画	生涯学習課

基本目標：交 流

重点目標：情報の充実を図ろう

14. 広報・情報《適切な情報提供の充実を図る》

地域課題と現状

- ・町には様々なサービスがあるが住民に行き届いていない。
- ・町のコロナ対策が、インターネット以外で情報を入手することが出来ない。
- ・インターネットのほかに、これまでの広報手段に限らない有効な周知方法の総合的な検討が必要。
- ・行事への参加案内を、広報ニューしすいでの告知や小中学校に伝えているが、より周知できる参加者募集方法を考える必要がある。

基本方針

地域住民への情報発信の手段として広報紙や回覧、ホームページ、SNSを活用し、高齢者や障がい者に対しても適切に情報提供ができるよう努めます。

取り組みの方向(活動内容)

～適切な情報提供の充実を図る～

取り組み名	取り組み内容	実施主体・関係機関
広報紙・回覧・ホームページの充実	広報紙やホームページを分かりやすくし、情報提供の充実に努めます。	社会福祉協議会
	聴覚障がいや視覚障がいをお持ちの方や、外国人など情報の入手が困難な方にも、情報が行き届くよう努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会
	広報紙をCDに録音した「声の広報」を作成し、希望者に配布します。	社会福祉協議会 ボランティア
	住民の負担にならずに情報提供ができるよう、住民回覧の方法を工夫します。	住民協働課
	ターゲットを絞った情報発信について、推進します。	企画財政課 社会福祉協議会
防災行政無線の活用	防災行政無線の有効な活用方法について検討します。	総務課
インターネットを活用した情報提供	ホームページだけでなく、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用した情報提供を行います。	関係各課 社会福祉協議会

分野別行政計画

計画名称	担当課
酒々井町障がい者計画	健康福祉課
酒々井町子ども・子育て支援事業計画	こども課
酒々井町男女共同参画計画	住民協働課

第5章 計画を推進するためには

1 計画の普及と啓発

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域住民の参加と支え合いによって推進していくもので、一人でも多くの町民に理解と協力を得ることが重要となります。

この計画を推進していくためには、町民、事業者、関係機関・団体、町、社会福祉協議会の「協働」が不可欠なものとなります。

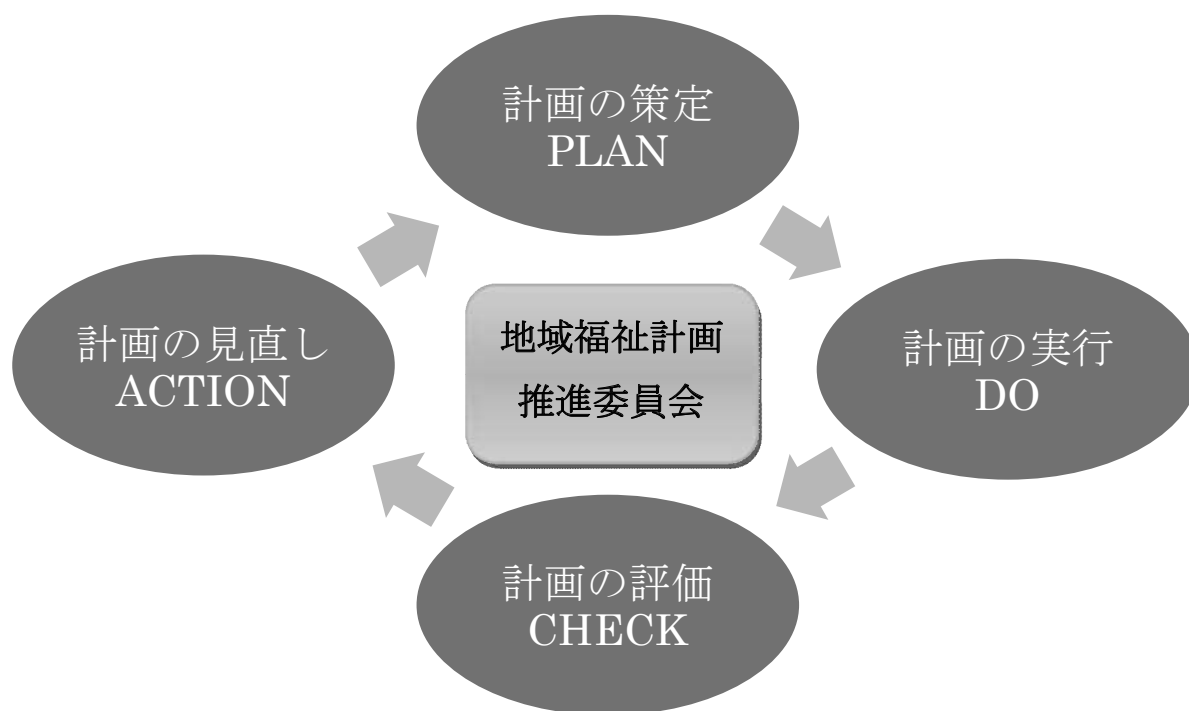
そのためには、この計画が地域に定着するよう広報や回覧、ホームページなどで周知を図るとともに、自治会や民生委員児童委員などといった地域のネットワークを活用し、本計画の普及と啓発に取り組みます。

2 計画の推進と評価

この計画は、町民、事業者や関係機関・団体、町、社会福祉協議会が協働で進める計画です。この計画の取り組みを効果的に推進するため推進表を作成し、計画の進捗状況や事業の方向性を確認し進行管理を行っていきます。

また、計画の推進と評価については「酒々井町地域福祉計画推進委員会」を設置し、この計画の進捗状況を定期的に評価しその結果を分析しながら計画の見直しを行います。

【PDC Aサイクル】



3 SDGsとの関連について

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12年（2030年）までに先進国と発展途上国がともに取り組む持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17の大目標と169のターゲットが設定されています。

SDGsの「誰ひとり取り残さない」社会の実現という理念は、地域共生社会の実現とも密接に関係するため、本計画においても、SDGsの視点を持って福祉課題に対応します。



第6章

酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画に寄せて (コラム)

本計画の策定にあたり、策定委員のみなさんの普段の活動について紹介させていただきます。

- 1. 人権擁護委員の活動について 53**
酒々井町人権擁護委員 高梨子 淳一
- 2. 酒々井町民生委員児童委員協議会の活動 54**
酒々井町民生委員児童委員協議会 会長 大西 眞典
- 3. 酒々井(S) 墨(S) シニア(S) クラブ(C) の紹介 . . . 55**
酒々井町水仙クラブ連合会 監事 立田 文夫
- 4. 笑 顔 56**
酒々井町手をつなぐ親の会 会長 福田 美千代
- 5. 酒々井町地域包括支援センターの取り組み 57**
酒々井町地域包括支援センター 社会福祉士 稲岡 哲
- 6. 白ゆり会(酒々井町母子寡婦福祉会)の取り組み 58**
酒々井町母子寡婦福祉会 会長 青木 悦子
- 7. いんば中核地域生活支援センターすけっと
さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンターの取り組み
. 59**
いんば中核地域生活支援センターすけっと
さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター
所長 白田 東吾
- 8. 介護が必要になっても住み慣れた地域や在宅で自分らしく
日常生活を続ける取り組み 60**
千葉しすい病院 ケアプランセンター 居宅介護支援専門員 福井 佐智子

人権擁護委員の活動について

酒々井町人権擁護委員

高梨子 淳一

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。

町における主な活動として、人権啓発活動や月に一回役場にて開催している人権相談、町内の小学校・中学校にて人権教室を年に一回ずつ開催しています。特に人権教室は児童や生徒の積極的に参加する姿を見ると、人権に対する関心が大きいことを感じます。

人権の課題は多岐にわたります。性に関すること、親子関係や夫婦関係、障がいに関すること、国籍の違い、犯罪に関すること、インターネット上の人権侵害、震災等の災害に起因すること、感染症などがあげられます。「人権」は漢字にすると2文字だけですが、たくさんの思いが詰まった言葉です。

社会においては偏見や差別など人権に関する報道が連日のように流れます。私たち人権擁護委員は誰もが幸せに生活できるように、他人事ではなく自分事としてとらえて、人権を尊重した行動がとれるきっかけとなる活動を続けたいと思います。

【小中学校での人権教室の様子】



酒々井町民生委員児童委員協議会の活動

酒々井町民生委員児童委員協議会

会長 大西 眞典

私たち民生委員児童委員協議会は民生委員・児童委員 36 名と主任児童委員 2 名で構成されています。

ここ数年来のコロナ禍の中で、民生委員活動はいろいろな制約を受けましたが、地域住民の「身近な相談相手」として様々な工夫をしながら活動を継続しています。

しかしながら協議会においては、従来のように全員が集まっての定例会の定期開催が難しい状況になりました。そこで委員を地域ごとに7つの班に分け、少人数での班活動を取り入れています。これにより、より地域に密着した活動が期待でき、また委員同士の繋がりや連携が今まで以上に図られるというメリットも出てき始めています。

また、今後の課題として、地域共生社会の一翼を担うべく、区会や自治会組織をはじめとする地域の方々との連携・協働を深めることにも取り組んでいます。

【定例会】



毎月の定例会では、テーマを決めての意見交換や研修会を行い、民生委員児童委員として必要な知識等の習得に努めています。

また、町の健康福祉課・社会福祉協議会・地域包括支援センター等の主催するさまざまな行事に協力し、地域住民の支援に必要な福祉関連諸機関とのつながりを深めています。

【学校訪問】



【RUN 伴】



【研修会】



民生委員・児童委員は、地域住民の立場に立って町の福祉を担うボランティアです。

住民の身近な相談相手として、生活上の心配ごとや困りごとの相談に応じ、その課題が解決できるよう、必要な支援へのつなぎ役になります。また地域の見守り役として、高齢者・障がいを持つ人・子供たちの見守りを行っています。子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員も活動しています。民生委員・児童委員には法による守秘義務が課せられていますので、相談内容が他の人に伝わることはありません。安心して相談して下さい。

酒々井（S）墨（S）シニア（S）クラブ（C）の紹介

酒々井町水仙クラブ連合会

監事 立田 文夫

私たちSSSC（酒々井墨シニアクラブ）は、平成26年4月にしばらく活動が途絶えていた墨地区老人クラブを復活させて、活動を始めました

活動は定例会を、墨地区鎮守の六所神社に因んで、毎月6日に開催しています。

発足当時は、基本理念を「明るく楽しく元気よくは勿論、行動するシニア（アクティブシニア）」を目標に掲げました。

そこでアウトレットの開業に伴い、交通量の増えた墨区を縦貫する県道富里酒々井線約2.5kmを「墨ウエルカムロード」と名付け、環境美化活動に取り組みました。

そして、墨ウエルカムロード実行委員会を立ち上げて耕作放棄の畑を無償で借り受け、草刈り、耕耘を実施しクリーンアップ。そして歩道に被さった樹木や竹林、雑草の除去等を行います。

さらに、きれいになった畑と道路用地の緑地部分に花を植えたり、環境美化活動を行い、爽やかな汗を流しています。

今後の高齢化社会を生き抜くためには、老いても生きる価値と経験に基づく老人力を発揮し、SSSCの活動を通じて明るく元気な健康都市「酒々井町」、そして多様性に富んだ人に優しい福祉の町「酒々井」の構築に少しでも貢献できるよう努力していきたいと思えます。

【整備前】



【整備後】



笑 顔

酒々井町手をつなぐ親の会
会長 福田 美千代

酒々井町手をつなぐ親の会は、発達にデコボコを抱えている子どもや障がいを持っている子どもを育てている親達の集まりです。

「一泊旅行、行きたいよ。いつ（行くの）？」「コロナが落ち着いたら行こうね。」会うたびに同じ会話から始まります。

活動拠点はエコトピアの一室です。定期的に集まり、刺し子や布草履の下準備、ロックソーランの練習をした後、お喋りしながらお弁当をいただいていた。しかし、新型コロナウイルスが蔓延したことで、毎月2回は顔を会わせていた定期活動が泣く泣く中止になってしまいました。集会しない月が続き、活動の幅がとても狭くなってしまいました。

笑顔が減った子ども達を危惧し、どうしたらみんなで集まれるか模索する中で、月1回は集会を計画しようと軽スポーツの活動を企画して、パークゴルフやボッチャ等を楽しんでいます。

まだマスクをしながらの活動ですが、マスクの下はまた笑顔が戻ってきました。

感染対策の大切さを知った子は、「手洗い・消毒・マスク」と言うようになりました。

もっともっともっと笑顔が増えるように、マスクを外せる日を期待しながら、楽しみにしている旅行やカラオケ、スポーツで親も子も今以上に元気になるような活動を続けていこうと思います。



酒々井町地域包括支援センターの取り組み

酒々井町地域包括支援センター
社会福祉士 稲岡 哲

酒々井町地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた町で安心して暮らしていけるように、介護、福祉、健康、医療など様々な面から高齢者やその家族の「支え手」として対応しており、酒々井町では、社会福祉法人鼎（エコトピア酒々井）に業務委託され運営しています。

業務内容としては、要支援認定された人のケアプランの作成やケアマネージャーの紹介、地域ケア会議を開催し、地域課題の解決策を他機関と一緒に解決方法の話し合いや、酒々井町を担当しているケアマネージャーとのネットワーク作り、また介護予防事業や啓発活動等、様々な高齢者の方々の総合相談事業を行っています。

近年、高齢者の方々の抱える地域課題やニーズは多様化しており、地域包括支援センターだけでは解決できない問題が山積してきています。

このような中、多機関多業種との連携はますます重要になっており、地域福祉計画・地域福祉活動計画に求められる取り組みが必要です。

地域包括支援センターとしても、住民の皆さんが気軽に相談できる窓口業務を充実させるとともに、今以上に他機関との連携を強化しながら、「みんなで創ろう ～助け合い・支え合う 福祉の町 酒々井～」の実現に協力していきます。

【げんき館でのオレンジカフェ】



白ゆり会（酒々井町母子寡婦福祉会）の取り組み

酒々井町母子寡婦福祉会
会長 青木 悦子

私たち白ゆり会は、酒々井町でひとり親で子どもを育てる母子家庭、そして子どもが巣立った寡婦が集う団体です。

全国に『全国母子寡婦団体協議会』、県には『千葉県母子寡婦福祉連合会』があり、そして酒々井町の組織となります。

子育て中のお母さん方へ福祉施策を知ってもらうために、県では勉強会を開催し、啓蒙活動をしています。白ゆり会としても、他市町村と連携をとりながら、子どもの居場所、子どもの健やかな成長を目指しています。

若年母子の行事としては、夏休み日帰りバス旅行、クリスマス会、春のボーリング大会等を行っています。また、県の懇親会等にも参加しています。

寡婦の行事としては、バス旅行や懇親会の交流のほか、活動資金を得るため、エコトピア酒々井で週1回喫茶店を開催したり、お花売りをしています。（エコトピア酒々井で喫茶店を開き、手作りの甘酒販売は、現在コロナ禍のため中止しています。）

酒々井町は母子と寡婦がとてもいい関係をつくることができており、若年母子会の行事に寡婦も参加する等、日々連携や交流を深めながら、活動を行っています。

全国の統一活動テーマは、

“ つなごう人の輪 守ろう地域の輪 ”

討議テーマは

★母子に関するテーマ

“ 目指そう自立、活かそう支援策 ”

★母子・寡婦に共通するテーマ

“ 母子と寡婦、共に育む子どもの未来 ”

★ひとり親家庭の子どもに関するテーマ

“ すべての子どもに笑顔と希望を！ ”



となっています。

これからも、未来ある子ども達のため、白ゆり会の組織の充実を図るため、頑張っていきたいと思います。

いんば中核地域生活支援センターすけっと さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンターの取り組み

いんば中核地域生活支援センターすけっと
さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター
所長 白田 東吾

新型コロナウイルスの蔓延により生活に困窮する人が増加しました。また、不登校やひきこもり（8050問題）、ヤングケアラー等も社会問題化しています。課題は複合化し、家族だけで解決する事が難しい事もあります。

私たち、『中核地域生活支援センター』は県から委託を受けている相談支援事業所です。

千葉県内13の健康福祉圏域に1か所ずつ設置され、『すけっと』は印旛圏域を担当しています。「どこに相談したら良いのか分からない」「課題があり過ぎてどこから手を付けたら良いのか分からない」という方の相談に乗り、課題を整理して解決の道筋を一緒に考えていきます。障がいの有無や年齢を問わず、どんな相談でも受けている相談支援機関です。



『さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター』は「すけっと」と同じ事務所にある生活に困窮している方を対象にした相談窓口です。

「家賃の支払いが大変」「借金の支払いが出来ない」「仕事が見つからない」等の相談を受けて、解決に向けた伴走型の支援を行います。

支援のツールとして以下のものがあります。



住居確保給付金：家賃の支払いが難しい方に対して、家賃の一部を給付（一定の条件があります）
就労準備支援事業：就労ブランクがある等を理由に、すぐに働くことが難しい方を対象にした就労支援
家計改善支援事業：債務や滞納等を理由に収支バランスの崩れている方を対象に、家計を見える化し、自分で家計を管理できる事を目指します。
一時生活支援事業：ホームレス等の一定の住居を持たない人を対象に衣食住を提供（一定の条件があります）

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

いんば中核地域生活支援センターすけっと 043-308-6325
さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター 043-308-6332

介護が必要になっても住み慣れた地域や在宅で自分らしく 日常生活を続ける取り組み

千葉しすい病院 ケアプランセンター
居宅介護支援専門員 福井 佐智子

私は病院の事務所に所属し、5名のケアマネージャーとともに要支援や要介護認定を受けた方々の相談を受け、介護保険サービスにつながるように関係事業所と相談者の依頼調整を行っています。

加齢や病気、骨折等のケガにより、行えていた日常生活の活動に支障が生じた時に、サービス支援として状態の悪化予防や改善及び回復を図ることが中心となります。

また、介護を行い支える側の大変さを理解し、介護の軽減に努めることもサービスの利用に繋がります。

私たちケアマネージャーは、相談者に対して一人ひとりの暮らしや考え方、今までの環境を尊重しながら対話を心がけ、本人らしい在宅生活が続けられるように支援いたします。

個々が、必要に応じ介護保険サービスや介護施設、医療施設の利用で在宅生活に繋がるような生活の一端を担っています。これらが地域包括的に関わりながら、医療・介護・福祉・行政の協力や協働で進められているところでもあります。

そのため、支援者自身も専門分野の方々と連携し、相談上手になることを心がけています。

そうすることで、広い視野で相談者に対応でき、安心感を持ってもらえるのではないかと考えています。

あまり堅苦しく考えず、通所のレクリエーション等で皆さんと楽しく生き生きと活動できる場や、リハビリやマシーンを利用した機能運動もあります。介護保険が開始され約20年が経ち、多様化が言われている現在は、身近な存在になってきているのではないのでしょうか。



【参考資料】

- 1 第3期酒々井町地域福祉計画等策定委員会設置要綱
- 2 策定委員等名簿
- 3 用語説明

1 第3期酒々井町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

令和4年5月6日
酒々井町告示第60号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により第3期酒々井町地域福祉計画及び地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するため、第3期酒々井町地域福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に関し検討を行い、その結果を町長へ報告する。

(委員)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 町民から公募した者
- (2) 酒々井町議会教育民生常任委員会委員長
- (3) 学識経験者
- (4) 福祉関係団体の代表
- (5) 医療機関の代表

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、計画が策定された日をもってその効力を失う。

2 策定委員等名簿

①策定委員

選出区分	選出団体等	氏名	役職・部会
町民公募	地域住民	秋山 篤	安心・安全
町民公募	地域住民	坪内 東公	交流
町民公募	地域住民	眞々田 義則	交流
町議会	教育民生常任委員長	地福 美枝子	副委員長
学識経験者	順天堂大学	松山 毅	委員長
福祉関係団体	社会福祉協議会	福田 喜一郎	協働
〃	人権擁護委員	高梨子 淳一	安心・安全
〃	民生委員児童委員協議会	大西 眞典	協働
〃	ボランティア協議会	吉田 和子	協働
〃	水仙クラブ連合会	立田 文夫	交流
〃	社会福祉施設協議会	山近 勉	交流
〃	相談支援センター かなえ	栗田 太郎	安心・安全
〃	手をつなぐ親の会	福田 美千代	安心・安全
〃	母子寡婦福祉会	青木 悦子	安心・安全
〃	P T A連絡協議会	斉藤 良尚	交流
〃	いんば中核地域生活センター	白田 東吾	協働
〃	地域包括支援センター	稲岡 哲	協働
〃	B-N e t子どもセンター	伊能 直矢	交流
医療機関	千葉しすい病院	福井 佐智子	安心・安全

②アドバイザー

所属名	役職	氏名
昭和女子大学	非常勤講師	赤堀 久里子

③事務局

所属名	役職	氏名
健康福祉課	課長	岩井 照夫
〃	副課長	増渕 和江
〃	研修員	渡邊 裕之
社会福祉協議会	事務局長	大崎 智行
〃	主査	吉田 実
〃	主任主事	森田 真央

3 用語の解説

【ア行】

生きがいデイサービス事業	介護認定を受けていない60歳以上の方の介護予防事業
SNS	登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス
SDGs	「誰一人取り残さない」社会実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むための目標
NPO	民間の非営利団体で地域に密着した公共サービスや社会貢献活動を行う団体
オレンジカフェ	認知症の方やご家族、地域の方など誰でも気軽に集える交流の場

【カ行】

紙おむつ支給事業	身体障害者手帳または療育手帳、介護認定を受けている方に対して、1月あたり3,000円分の紙おむつ等購入助成券を支給（※所得制限あり）
基幹相談支援センター	障がいのある人が、日常生活や社会参加などに関する様々な相談を受ける機関
給食サービス	安否確認を目的に、75歳以上のひとり暮らしの高齢者等で高齢者向けのお弁当を配達する社会福祉協議会が行うボランティアサービス
緊急医療情報キット	75歳以上のひとり暮らしの方または世帯の方に対し、緊急時の医療情報や緊急連絡先を記入した用紙をプラスチックの容器に入れ、救急隊等が個人情報等を把握するために活用
緊急通報装置設置事業	ひとり暮らしの高齢者等の緊急事態を通報する電話機とペンダント型発信機を貸与する町の事業
グループホーム	高齢者や障がい者が少人数（5～10人程度）で共同生活を営む住居およびその形態
ゲートキーパー	自殺につながるサインに気づき、適切な対応（声かけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ができる人
げんき館	高齢者など多世代が交流でき、健康維持と生きがいづくりを支援する施設
健幸ポイント	健康への意識向上や健康的な生活習慣を身につけるきっかけになることを目的に実施。

言語聴覚士	ことばによるコミュニケーションに問題がある方に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職
交通弱者	自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人
高齢者運転免許証自主返納支援タクシー	70歳から74歳で運転免許証を自主返納された方に、タクシー利用助成券を交付する事業
高齢者外出支援事業	75歳以上の運転免許証を所有していない方を対象に、タクシー利用助成を交付
子育てコンシェルジュ	安心して子育てできるように、育児の悩みを聞いたり相談に乗ったりと、子育てママやパパを応援する強い味方
子ども家庭支援総合拠点	子どもと家庭に関する総合的な支援機関

【サ行】

災害ボランティアセンター	災害発生時のボランティア活動を効率的に運営するため、社会福祉協議会が設置
さかえ・しすいワークライフサポートセンター	千葉県より委託を受け、経済的に困っている方や、ひきこもり等で悩んでいる方へ総合的な相談支援を行う機関
在宅医療	在宅で行う医療のことで、外来・入院について第三の医療として捉えられている
サロン	地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの場
しすいハート体操	しすい整形クリニックの松浦龍院長の監修で、日本体育協会スポーツプログラマーの三橋好子先生が「だれでも手軽にできる、親しみやすい運動」として作成した体操
しすいふれ愛タクシー	町からの委託を受け、社会福祉協議会が運行しているデマンド交通システムで、予約に合わせて、自宅や外出先まで車が迎えに来てくれて、町内の行きたいところまで送迎するドア・ツー・ドアの乗り合いタクシー
下宿ベース	住民によるまちづくりを推進するため、地域住民の活動拠点となる施設
生涯学習事業	楽しく充実した人生を送ることを目指して、すべての人に生涯学習に参加する機会を提供する事業

シルバー人材センター	現役を引退した定年退職者等の高齢者が、地域社会でその経験を活かしつつ、働くことを通じて生きがいを得るとともに社会に貢献することを主たる目的として、自主的に参加し、組織する公益社団法人等で高齢社会を支える公益性・公共性を有する団体
心理発達相談員	育児や子育てに関する悩みの相談、情報提供、アドバイス（電話、対面）をする専門職
生活支援体制整備事業	高齢者を支える地域づくりを進めるため、「協働体」や「生活支援コーディネーター」を中心に、地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な方が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目標に実施する一連の事業
水仙クラブ連合会	水仙クラブ連合会は酒々井町独自の名称で、老人クラブ間の交流や会員の健康づくりなどを目的として様々な事業を実施している、地域の老人クラブが集まって形成された団体
生活援助用具	社会福祉協議会で貸し出しや購入助成を行っているベッドや車椅子などの福祉用具の総称
生活保護制度	生活に困窮している国民に、困窮の程度に応じた保護を行って最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助けるための制度
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護し、支援するための制度
相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するもの

【夕行】

男女共同参画	男女が性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮する事が出来る機会を確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うこと
地域介護予防活動支援事業	要介護状態になる前から介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化することを目的とした、介護保険法に定められた事業

地域ケア会議	地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法
地域子ども・子育て支援事業	すべての子育て家庭を対象に、市町村が地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業のこと
DV	「ドメスティック・バイオレンス」の略語で、配偶者や恋人など親密な関係にある方または関係があった方から振るわれる暴力
中核地域生活支援センター「すけっと」	千葉県が設置する福祉の総合相談・支援機関。24時間365日、あらゆるご相談をワンストップで受ける機関

【ナ行】

日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等などの判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う社会福祉協議会の事業
日常生活用具	障がい者が日常生活を円滑に送ることを目的として、障がい者専用の用具類の購入に際して公費で購入補助を行う制度
認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成する、認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための取り組み
認知症初期集中支援チーム	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することが目的
妊婦・乳児支援タクシー	健診等で通院する際、その料金を助成するタクシー券を交付する事業

【ハ行】

8050（ハチマルゴオマル）問題	80代の高齢の親が、50代中高年でひきこもりの無職の子どもと同居し、経済的にも生活を支える状況
発達障がい	生まれつきの脳機能の発達のアンバランスさ・凸凹（でこぼこ）と、その人が過ごす環境や周囲の人とのかかわりのミスマッチから、社会生活に困難が発生する障がい
バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的、心理的な障がいや、情報に関わる障壁などを取り除いていくこと

はり・きゅう・マッサージ 施術利用助成	65歳以上の方にはり・きゅう・マッサージの利用券を 交付する事業
避難行動要支援者名簿登録制度	災害時の避難等に支援を必要とする高齢者、障がいのある方、妊産婦の方などを事前に把握するため、ご本人からの申し出により登録する制度
福祉教育	社会福祉に対する理解を深めるために行われる教育活動
福祉タクシー	身体障がい者や介護の必要な高齢者の移動のために、 車椅子やベッドのまま乗れる装備のあるタクシー
福祉避難所	災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所
福祉マップ	外出が困難な方への情報提供として、町内施設や商店の設備状況をまとめた地図
放課後児童クラブ	保護者が仕事などのために放課後や夏休みなどの学校休業日に家庭で保育が出来ない児童を対象に、遊びや生活の場を提供している
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと
訪問診療	在宅で療養していて通院が困難な患者を対象に、医師が定期的に訪問して診療を行うこと（往診）
ボランティア	自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人
ボランティア講座	市民活動センターやボランティアセンターなどで実施している、地域住民向けのボランティアに関する講座

【マ行】

町三師会	町の医師会、歯科医師会、薬剤師会を指す呼称
見守り協定	担当者が配達の際、組合員や地域の高齢者などの異変に気付いた場合、事前に取り決めた連絡先に速やかに連絡・通報を行うというもの
民生委員児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている

【ヤ行】

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものこと
---------	--

【ラ行】

<p>RUN伴</p>	<p>認知症の人や家族、支援者、今まで認知症の人と接点 がなかった地域住民と一緒に襷をつなぎ「認知症にや さしいまちづくり」を進めることを目的とした認知症 啓発イベント</p>
<p>隣保館</p>	<p>地域住民の福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点と なる福祉施設</p>

【ワ行】

<p>ワンコインサービス</p>	<p>社会福祉協議会で行っている在宅福祉事業であり、高 齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯などの支援を必 要としている方々に対して、30分程度の軽作業を100 円または500円のワンコインで実施している有料サー ビスであり、実施は地域登録ボランティアが行う制度</p>
------------------	--

第3期酒々井町地域福祉計画・酒々井町地域福祉活動計画の策定を終えて

私たちの生活は近年、少子高齢化や単身世帯の増加や孤立・孤独などをしていく中で課題の複雑化・複合化しています。

また、この3年間は新型コロナウイルス感染症拡大のため、日常生活に様々な制限があり人とのつながりの機会の減少や経済活動の停滞など、これまでに経験したことのない困難を経験しました。

第2期酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画は、コロナ禍で十分な地域福祉活動を行うことが難しい中でも地域でできること等、創意工夫を凝らした活動、特に民生委員と自治会が協力と連携をした取り組みを行った地域もありました。そして第3期の計画を迎え、当該委員からの活動実践等報告やアイデアをいただきながら、策定に取り組んできました。

本町の地域福祉計画・地域福祉活動計画は、県内でも珍しく協働策定であることは言うまでもありません。双方の利点と日頃からの地域活動団体や住民との距離感の近い関係性での策定も大きな特徴と言えます。

本委員会では「安心・安全」「協働」「交流」とテーマに分かれ、意見交換を重ねてきました。抽出された意見はテーマを超えてリンクし、そのリンクした意見こそが地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進する「核」になるものと思います。

その意見の一つに「居場所づくり」がありました。子どもでも高齢者でも、障がいのある人、さらに外国にルーツのある人でも、町の中で集る場所や機会を既存の活動や団体等をつなぎ合わせ、それを支援する地域の中で熱意のある住民や専門職等が有機的なつながりをつくることで、地域共生社会の実現に向けた第1歩となることでしょう。互いを知ること、顔の見えるつながりをつくるそのものが地域福祉の肝と言えるでしょう。

今後は本計画等を推進すべく様々な団体だけではなく、住民一人ひとりが自分事として意識の醸成を図ることができるよう町と社会福祉協議会との連動に期待を寄せ、結びとさせていただきます。

令和5年3月

第3期酒々井町地域福祉計画等策定委員会

アドバイザー

昭和女子大学 人間社会福祉学部 福祉社会学科

非常勤講師 赤堀 久里子

第3期酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画の完成にあたって

第3期酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定は、令和4年5月に委嘱状の交付を受け、その後毎月1回のペースで策定委員会を重ねてまいりました。第2期の計画推進期間は平成30年度から令和4年度までの5年間でしたが、ご存じの通り、令和2年1月に国内で最初のコロナ感染症患者が発症してから3年が経過し、第2期計画の推進のなか後半は地域福祉活動の推進が実質的に停滞してしまっていた時期でした。

思えば、地域福祉活動の大半は、「3密（密集・密閉・密接）」を前提とした活動が中心でした。繰り返し緊急事態宣言が発出される中、自粛生活が常態化し、地域活動再開の機運がなかなか高まらないもどかしさも、地域からは聞こえてきます。

地域における孤立・孤独や格差の問題は、より深刻になっています。自助を支える公助の充実はもとより、互助や共助の意義や役割について、改めて考える契機にもなっています。

第3期酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定は、まさに「地域のつながりづくりの再構築」という視点から、第2期計画ではやれなかった取り組みを中心に再検討した計画であったと思います。19名の策定委員は、3つの分科会に分かれて、それぞれの基本目標ごとに地域福祉を推進する事業について話し合いました。

「安心・安全」部会は、子どもから高齢者まで、子育て中の方も障がいのある方も、すべての人が見守りなどを通して地域生活継続が可能になる「つながりづくり」について議論を深めてきました。

「協働」部会は、自治会や民生児童委員の役割を中心に、人と人をつなぐ「横の連携」について検討し、さらには地域課題と専門職、活動団体と専門測をつなぐ「縦の連携」についても議論しました。多機関・多職種がつながりあうことで、地域の課題を発見し、解決できる仕組みづくりを論じてきました。

「交流」部会は、まさに地域福祉の基盤である、人と人、人と社会の繋がりづくりについて様々な観点から議論してきました。地域の孤立を防ぐこと、仲間づくりをすすめること、そのための機会や場をどう作るか、大学生の社会参加をどう引き出すか、など、具体的なアイデアも多く議論されました。

コロナ禍で再出発を余儀なくされた地域活動ですが、本計画をもとに、酒々井町が誰もが安全安心に暮らすことができ、その人らしい生き方ができる地域づくりのための行動計画となることを願っています。

令和5年3月

第3期酒々井町地域福祉計画等策定委員会
委員長
順天堂大学スポーツ健康科学部健康学科
先任准教授 松山 毅

計画策定までの様子



策定委員会の様子



策定委員会から、町と
社会福祉協議会へ答申
左 松山委員長
中央 小坂町長
右 斉藤会長



計画の策定に協力いただいた、
策定委員の皆さん



酒々井町マスコットキャラクター
井戸っこ（しすいちゃん）

第3期

酒々井町地域福祉計画

酒々井町地域福祉活動計画

「みんなで創ろう ～助け合い・支え合う

福祉の町 酒々井～」

令和5年3月

発行 酒々井町健康福祉課
千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地
TEL 043-496-1171

発行 社会福祉法人 酒々井町社会福祉協議会
千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地
TEL 043-496-6635